

第4回定例会会議録

平成27年12月 7日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（古越 弘君） おはようございます。

これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（古越 弘君） 日程に従いまして、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
44	1	五味高明	職員の健康診断について
			全国学力テストの結果と学力向上の取り組みについて
			新組織のアウトラインとミッションは
61	2	野元三夫	国民健康保険の現状と課題は
			生活困窮者自立支援法の目指すものは
77	3	池田るみ	いじめ問題について
			内部障害者に優しいまちづくりを
90	4	奥田敏治	軽度認知症について
94	5	小井土哲雄	保健福祉課と保健センターの今後は
			遊休農地・耕作放棄地の台帳は
107	6	徳吉正博	町長が目指す町の未来像の思いは
			町の災害対策について問う

通告1番、五味高明議員の質問を許可します。

五味高明議員。

(3 番 五味高明君 登壇)

○ 3 番 (五味高明君) 通告 1 番、議席番号 3 番、五味高明です。改めて、おはようございます。師走に入り、慌ただしい日々かと思っていたら、きょうはもう 7 日。1 年のたつ早さを痛烈に感じます。慌ただしい師走の議会ではありますが、審議のほうはしっかりとやってまいりたいと思います。

質問に入る前に、一言、ちょっと風邪気味で、話をしている途中でせき込むかもしれませんけど、御容赦願います。

今回の質問は、既に通告してありますように、1 番として職員の健康診断について、2 つ目として全国学力テストの結果と学力向上の取り組みについて、3 つ目として新組織のアウトラインとミッションは、の 3 点についてお伺いいたします。

まず、1 番目の職員の健康診断についてであります。職員の健康の保持及び増進を図るため労働安全衛生法及び地方公務員法に基づいて毎年健康診断が行われているものであり、健康診断そのものについては、特段問題はありません。

ただ、第 3 回定例会の総務福祉文教委員会の中で質問したように、この費用そのものは法令などに基づく義務的経費として当初予算の中で計上されるもので、改めて補正で 7 7 万 8, 0 0 0 円もの増額ということに疑問を感じました。答弁をいただいたのですが、その時点では、当初予算が幾らだったかということが頭になかったため、それ以上の質問はしませんでした。補正予算に対しても、もちろん賛成をしたわけでございます。

しかしながら、閉会后改めて過去の予算状況を調べたり、委員会での答弁内容についておさらいした結果、ここで改めて職員の健康診断についての質問をさせていただくこととしました。

調べた内容は、平成 2 4 年から 2 6 年度までの過去 3 年間の委託料ですが、平成 2 4 年度決算額 8 7 万 4 8 5 円、平成 2 5 年度決算額 9 2 万 1, 2 5 6 円、平成 2 6 年度決算額 1 0 6 万 1, 3 0 6 円となっており、過去 3 年は年平均で約 9 5 万円でありました。ところが、本年度は当初予算で 1 3 2 万円を計上し、さらに補正 (第 3 号) で 7 7 万 8, 0 0 0 円で、合計 2 0 9 万 8, 0 0 0 円と 2 倍以上になっております。

そこで、このギャップの理由と増額になった内容の詳細をお伺いします。さらに、

補正で増額した 77 万 8,000 円は既に執行済みなのかもあわせて回答願います。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

町は、予算計上に際しましては、事業内容に大きな変動がない場合、前年度予算を予算積算の根拠としております。この予算額をもとに事業執行を行うこととなります。なお、事業執行に当たりましては、財務規則に定められたルールにより行われることとなります。

今年度の予算が増額となっている要因は 2 つございまして、まず 1 点は、今年度からマンモグラフィ検診を追加したことによるものでございます。当初予算でその分、12 万 7,526 円分を上乗せの積算計上させていただいております。御存じのとおり、この検診は発症率が高いと言われる乳がんの早期発見を目的としたものでございます。

2 点目は、内科健診の契約によるもので、9 月補正で 77 万 8,000 円を計上させていただきました。これは、今年度、当初、血液検査など各種検査に関する単価契約を行うため、医療機関 3 社に見積書の提出をお願いいたしました。その中で契約を締結いたしました。各種検査の終了後に、検査を実施した医療機関に改めて内科健診の委託契約をする予定でございましたけれども、契約締結を断られたために、別の医療機関と契約を締結する必要が生じました。過去につきましては、この検査のところで契約を締結していただいていたんですけれども、今年度は契約締結を断られたということでございます。

このほかに、平成 24 から 26 年度の実績、先ほど五味議員お話しいただきましたけれども、この中で比べてみますと、内科健診の受診者が平均で 119 名ですけれども、本年度の予算計上額は、職員全員が受診するということを見込みまして 180 名となっていることでございます。新たな内科健診の委託をするために北佐久医師会を初めとする各種関係機関へお願いをいたしました。その相談の折に、個別健診の面談時間は通常 1 人当たり 10 分が必要でありまして、御代田町の職員数から必要とする時間数は 30 時間となりまして、1 日 3 時間でも 10 日は最低必要となることをお聞きすることができました。従前の問診に要する時間が大体一、二分程度、1 人、だったものですから、この時間も増加の要因となっております。

なお、なぜ短くて済んだかということにつきましての理由につきましては、血液検査も同一事業者が落札していましたので、事前に検討することにより、面接時間の短縮が可能であったのではないかと考えております。

また、相談した医師からは、健診は全て同一のところでお願いし、職員の状況を把握したほうがよいとのアドバイスもいただきました。

このようなことの中で、増額補正等金額が増加しております。

また、予算執行状況につきましては、そういうことの中で補正予算いただいた後に探してございまして、やっと契約ができておりますので、この内科健診を実施する運びにはなっておりますが、終了はしていません、これから行います。今月中にできるような形になっております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 今のお答えの中で、マンモグラフィーを追加すると。これは、ですから当初予算のときにも入れてあるわけですね。ですから、今回の77万8,000円ですか、これは内科健診だけでこれだけになるという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

今説明させていただいたとおり、内科健診の日数が大分ふえてございます。その分で内科健診の増加部分を今回で見込んでございます。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 前回の委員会の際の答弁の内容では、内科健診を4万円でやっていたと、それが当初予算だというような御回答があったと思うんですけども、それが2時間ぐらいでやられてたということで、今回は3時間、4日ですか、というような話があって、今は30時間ぐらいということですけども、それにしてもまだギャップがあるんですけども。

今回委託するっていうか、逆にちょっと、その前にそれぞれ血液検査だとか内科健診とかっていうのは見積もりでやられてるということを聞いてるんですけども、その時点で内科健診っていうのはまだ契約できてなかったというふうに理解したほうがいいんですか。それとも、前のお話ですと、何か辞退をしてきたというお話が

あったんですけれども、その辺契約がどうなっていて、そういう結果になったのか
っていう辺、もしあれでしたらお話を願いたいと思います。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） お答えします。

あのときには、当初は従前のおりの契約の仕方でいけるというふうに予定して
いましたので、血液検査をしていただいたところをお願いするというつもりでおり
ましたけれども、そちらのほうで契約の締結が今までのようにはできないというお
話だったので、急遽そこから、先ほどお話ししたとおり、北佐久医師会に相談に行
ったり、医療機関のほうをあちこちに御相談さしていただいたわけですけど、その
ときに初めて、今までの、五味議員が今お話しのとおり、4万円台の数字が、それ
が適正かどうかというのはちょっと今となるとわからないんですけども、所定の手
続を踏んでやっていたわけですけど、その金額で当初予算の中では契約ができる
というふうに予定していました。残念ながら、それがそういうお話で、単価も、産
業医ということの中で医師会のほうで相談をさしていただいたときに、結構な金額
だったと、にはなりますよというお話と、時間数が伸びるので、当然健診をやる日
数も今まで以上に時間をとっていただく形になりましたので、この増額補正を確認
したところで上げていったということです。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 増額補正そのものは問題ないんですけども、では、この時点で、
私ちょっと聞いた話ですと、血液検査ってというのは7月21、22で、従前の医療
機関で実施されていたというふうに聞いてるんですけども、それは事実でしょうか。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） はい、そのとおりです。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） そうすると、内科健診医が変わったということで、これイコール
産業医が変わるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） 正確には、御代田町として産業医としてはお願いはしてござ
いませんでした。内科健診としてお願いしてございます。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） そうすると、町の規約、衛生健康管理規程、これの5条で、職員の衛生、健康管理を行うため、衛生管理医を1人置くというふうになってるんですけども、今、御代田町の場合はこの衛生管理医、多分これは産業医のことを言ってるんだと思いますけども、どなたなんでしょうか。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） 確認しましたところ、衛生管理医、我々のほうでは産業医という認識ではございませんでした。衛生管理医という立ち位置でした。産業医ということになると、日ごろからこの健診をもとに職場のほうの点検に入っていたり、いろんな形で御活躍いただきますので、そのようなものはちょっと、若干認識の、同じ自治体の中でも置いているところと置いていないところがございました。今回ちょっとそういうことで勉強させていただきました、今までは産業管理医ということで、そういう何かあったときに御相談をさせていただくという認識でございましたけれども、そういう形の中で、何かあったときの相談をするという部分でありましたので、委嘱として産業管理医ということで町のほうからお願いしてあったことはないです。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） ここでいってる衛生管理医というのがイコール産業医ではないということですけども、この中では、衛生管理医は次の各号に掲げる事項に行うものとするということで、職員の健康診断の実施その他健康管理に関すること、職員に対する衛生教育その他健康の保持増進を図るため医学に関する専門的知識でフォローすると、こういうふうにあるんですけども、ここが十分にできていなかったというふうに考えればよろしいのでしょうか。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） 残念ながら、内科健診と問診、そういう形のもので、そのアフターフォローはできてはいなかったというふうに認識しておりますので、改めて、今年度こういう形できっかけとなりました。来年度に向けては、産業医という位置づけを今度検討していきたいと思っております。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） わかりました。ぜひ、職員の健康を管理するという原点に立って、規程の中でもそうやってうたわれているわけですから、これを忠実にやっぱり実行

すべきだと思いますので、よろしく申し上げます。

1点確認ですけど、先ほど従前のところで血液検査は終わっちゃってるということなんですけども、今回ピンチヒッター的に委託する内科診断医は、この辺のデータっていうのは提供されてやることになると思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） 当然、血液検査のデータを事前に見ていただいて、そういう中でいろいろ事前にチェックをしていただいた中で個別の面談をしていただくようになります。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） あと1点で最後になりますが、今回、今までお願いしたのは小諸北佐久医師会ということでお願いをしていたと思うんですけども、今回、臨時なのかもしれませんけれども、前回のときのお話ですと佐久医師会のほうにお願いをしたというような話が9月のときの答弁であったんですけども、やはりここは小諸北佐久医師会に属するわけで、小諸北佐久医師会加盟の医療機関っていうのは46あるわけですから、この中の医師にやっぱり依頼をするのが筋だと思いますので、今後、来年度検討していく中でそうやっていただきたいなど。

それで、先ほども答弁の中にありましたけれども、健診内容が、従前ちょっと十分でなかった部分があって、充実するよというような話が小諸北佐久医師会からアドバイスもあったというように前回は述べられましたけれども、ぜひそういう意味で、まだちょっと決定してないかもしれませんが、最後になりますが、来年度以降、産業医を体制をどうして、予算額的にはどの辺を見ているのか、おわかりでしたら御答弁願います。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） まことに申しわけございませんけれども、当初予算を組む段階ですので、今、これから細かい、産業医とすると、先ほども言ったように、今度来ていただく日数も多くなったり、いろんな部分が、今回のケースよりもかかるのかなとは思ってます。また、産業医さんの単価自身もありましたので、ことし、五味議員が言われたように、佐久の医師会のほうと、先ほど説明の中では北佐久医師会へ相談に行ったときも、残念ながらもう事業が始まっていたもんですから、それ

ぞれの先生方もスケジュールが組まれていて、日程がとれないとかそういう部分もありました。ですから、今回は当初予算の中では、最初から次年度の金額だけじゃなくて、先生方のスケジュールも入れていただかないといけないということもありますので、今、これからは調整して、ちょうど当初予算の時期ですので当初予算の中に盛り込んでいきたいと思いますが、今金額等々についてはまだ未定の部分が多いので、これにて御勘弁いただきたいと思います。お願いします。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 大体おわかりになりました。確かに、今回、期の途中で辞退っていうかあれというような、異常な事態だと思いますけども、こういう時代ですから何があるかわからないので、そうなったときでもスムーズに対応するような体制というか、そういうことをきちんとやって、それでコストももちろんなんですけども、あくまでも目的が職員の健康維持増進を図るということにありますので、この辺は法令に基づいてきちんとした対応をとるようにお願いします。

続きまして、通告2番目の全国学力テストの結果と学力向上の取り組みについてということでお伺いをいたします。

全国学力テストの結果が8月25日に文科省より公表されました。この結果をどのように公表するかは、各市町村教育委員会によりまちまちですが、報道によると、県内77市町村教委それぞれ、いずれも学校別の成績は公表しないというように報じられております。私も、学校の序列化を私は求めているわけではありませんので、学校別はともかくとして、結果をやはり保護者や町全体に公表することで学力テストに対する説明責任を果たすというふうに考えております。

何かを行ったら、その結果を確かめ、結果を分析し、将来に生かすということで改善があるわけですから、そんなことで、まず今回の学力テストの結果について教育委員会としてどのように受けとめているかということ。

2つ目として、今後どのような学力向上のための取り組みを行おうと考えているのかについてお答えを願います。

また、単にテストでの点数の向上ということだけでなく、東日本大震災で示されたように、命を守る教育、防災教育の重要性とか生きる力をつける教育、郷土の歴史を踏まえた教育、このようなことは学力テストには出てこない項目ですが、必要であるかと思います。テストの点数ということはもちろん重要であります、学力

の向上ということが生きる力の向上になる部分もありますが、そういうことだけでなく、地元の将来のための視点を備えた教育というものをどう考えているのかも、あわせてお伺いをいたします。

○議長（古越 弘君） 櫻井教育長。

（教育長 櫻井雄一君 登壇）

○教育長（櫻井雄一君） 学力テストの結果をどう受けとめてるかということですが、御代田町は、中学校が1、小学校が2つという状況の中で、公表すればすぐ学校がわかってしまうという状況の中で、あえて公表はしませんでした。やっぱり序列化ってなことにつながるかな、そんな思いがしております。

結果ですけれども、小学校は全国とか県平均、大体並みかなってというようなそんなことです。っていうことは、教科の分野によっては平均もあれば平均より下もあるってというような状況があります。しかし、前年度より幾らか上昇傾向にございます。中学校においては、どの教科も全国あるいは県平均を上回っております。昨年度よりさらに成績が上がっております。

ただし、この全国学力テストっていうのは、小学校の場合は6年生だけ、しかも国語、算数、理科に限られております。それから、中学校3年生は国語と数学と理科に限られた児童生徒の教科の調査でございます。

御代田町では、このほかに、全国学力テストのほかに全国規模のNRTという学力テストを実施しております。これは、児童生徒の学力の定着を調査するとともに、先生方の指導方法や授業改善につながるような客観的な資料になるように実施しております。小学校では、2年生から6年生、国語と算数、それから5、6年生についてはそのほかに社会科と理科のテストも実施しております。中学校のほうでは、国語、社会、数学、理科、英語の5教科を実施しております。NRTの結果については、十分満足がいくような数値にはまだなっておりません。全国平均からすると、やや劣っているかなって感じがしております。しかし、このNRTにおいても昨年よりはさらに伸びている、そんなような結果でございます。さらに、児童生徒に学力をつけていただくようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 今、結果の成績の話がありましたけども、結果は今お聞きしまし

たけど、個別に全国学力テストとは違うことをやってるということなんですけども。今後、2番目の質問の中で、学力向上っていうことで今後特別こういうことをやるとかってというようなことがあったら、ちょっと予定を教えていただければと思うんですけど。

○議長（古越 弘君） 櫻井教育長。

○教育長（櫻井雄一君） 今後学力アップのためにどのような取り組みってというようなことだと思いますけれども、教育委員会としては、ただ単にテストの点が上がればいいとは考えておりません。目指す人間像は、人間力の向上でございます。知・徳・体がバランスよく成長することを願っております。学力向上のためには、町、行政としては、経済的な支援のほかに人的な支援も必要と考えて、各学校に町費の先生方を配置して、どの子も楽しく充実した学校生活を送られるよう進めております。

公教育ですので当たり前のことですが、家庭に問題のある子、経済的に恵まれない子、障害のある子、心病む子など、全ての子供たちを受け入れ、どの子にも温かく指導しております。学校は、教科指導だけでなく、生徒指導、給食指導、安全指導、保健指導、進路指導、清掃指導、図書館指導等、日々追われているのが現状でございます。その中でも、先生方には教師としての使命感を持って日々努力していただいております。

さて、五味議員の学力テストの取り組みですが、学校だけで申しますと、3点あるかと思えます。1点は、児童生徒がほぼ1日過ごす学級集団が一人一人の子にとって居心地がいいのか、居場所はあるのか、学級の中で存在感はどうか、生きがいを持った学校生活を送っているのか、好ましい人間関係の中で学習が行われているか、努力したことが友達から認められ、できるようになったことを友達と喜び合えるような学級になっているのか、児童生徒と担任でそんな温かい学級づくりをしていただいております。何でも言い合えるような温かい学級なくして、学習は成立しないだろうと考えております。

2点目は、授業改善の取り組みです。この問題については、長年の課題かと思っております。現在は、問題解決学習を進めております。問題に対して、個人追究の時間から個人の考えを発表し合い追究を深めていく共同追究を通して問題解決していく授業であります。先生が教え込むのではなく、児童生徒がみずから解決していくそんな学習になろうかと思えます。さらには、先生から与えられた問題でなく、

児童生徒が疑問に思ったことを自分なりの方法で個人あるいはグループで解決していくようなアクティブラーニングも進めていく必要があるかと考えております。

3点目は、先生方の資質の向上であります。先生方には、さまざまな研究を通して自己研鑽に励んでおります。学年会、教科会を通して、授業研究、授業、児童生徒の様子など話し合いを持ち、同僚性、つまりは年齢差とか男女差とか、教科を超えてお互いに学びそして高めていく、そんな使命感を持って教師が向上を図っております。次に、お互いに授業を見合っただけの授業研究も進めております。それから、他校の授業参観を通して授業研究会を行っております。小諸北佐久の学年会、教科会あるいは佐久全体での教育課程研究協議会などです。それから、みずから求めての研修ってということで、教育センターを選んでそこで研修も進んでおります。

教育委員会としては、主に3つの政策を行っております。1つは、御代田町3校の教職員が一堂に会しての教科会でございます。小中一貫した教科会、生徒指導、支援学級での指導について、グループに分かれて具体例を示しながら御代田町の子供たちの育ちについて話し合っております。それから、県外研修も行っております。毎年1校1名、そこに教頭がついて、学力向上、体力向上に取り組んでいる先進校に学んできて、3校研修会の折に報告をいただき、3校の全職員で共有し、授業に生かせるように進めております。

それから、もう一点は、福井大学の松木先生をお招きしての研修会を毎年、これで3回行いました。いずれも、松木先生の講義を聞くような受け身の研修会に現在なっておりますので、来年度からは何とか先生方が主体的に取り組めるようなそんな研修会に進めるよう、3校の教頭会あるいは3校の校長会で検討を重ねておるところでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 御丁寧な御説明ありがとうございます。いろいろ、一度に頭に入らないですけれども、大きく3つの柱で進められるということで、ぜひ、ただ教育ってというのはやっぱり結果がすぐ出るもんじゃなくて、2年、3年先を見据えた中でやっていくものだと思いますので、焦ることはないんですけれども、やっぱり地道にやっていただきたいなと思います。

今、話のあった2番目の中で、今、教育改革で叫ばれ始めているのが、お話が出

ましたアクティブラーニングです。今までは、先生が教壇から一方的に教え込むと、先生の知識を児童にトランスファーすればいいというような形態だったものが、今度アクティブラーニングということで、やっぱり先生が中に入って一緒に、児童たちに問題を提起さしたり議論すると、先ほど言った一方通行の教育じゃなくて、みんなで話し合いながら結論を導くと、こういう教育になっていくということで。ただ、どこの学校もそうのようなんですけど、悩みとしてはこのアクティブラーニングをどうやって教えるかっていうようなことで悩んでる先生も多いと聞いておりますので、先ほどちょっとお話が出ましたけども、松木先生の話が出ましたけども、いろんな機会でも、そういった3番目に上げた教職員の向上というか、そういったこともぜひお願いしたいなと思います。

それで、今出ましたアクティブラーニングなんですけども、今回の全国学力テストの結果で、アクティブラーニングの取り組みが多い学校ほど正答率が高いという結果が示されているそうです。そこで、当町の小中学校ではこのアクティブラーニングという考えのもとに既に何か取り組んでるといことはあるのかどうか、お聞きします。

○議長（古越 弘君） 櫻井教育長。

○教育長（櫻井雄一君） お答えします。

かつては、長野県においては、このアクティブラーニングって今こういう言葉ですけれども、総合学習というような形で取り組んできております。子供たち自身が課題を見つけて、そしてその課題について追究してく。息の長い学習でございましたけれども、学級においてはそれがその学級の柱となるような学習をずっと進めてきておりました。

しかし、どうしても先生の力というか、幅広い教養というか、いろいろなことが求められますと、下手するとただ遊んでるじゃないかっていうような学級もございまして、なかなか成果が上がってこないつうような状況もありました。しかし、長野県においては先進的に取り組んで、例えば伊那小とかそれから高島小学校とかっていうようなところで、結構ずっと昔からやってきております。ですので、その学校と同じようにどの学校もできるようになってるかっていうとそうではございませんので、そういう土台のあるところではこのアクティブラーニングが比較的早く取り入れられるのかなってなことと思います。御代田町の場合は、まだそこで十分でな

いなつうようなこと、私自身はそう思っております。ですので、今先ほどお話ししました課題解決学習が十分これできて、そして子供たち同士で問題について追究していく姿、そんなことが充実していけば、自然とアクティブラーニングに進んでいくんじゃないかなって、私自身はそういうふうに思っております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 状況わかりました。

アクティブラーニングについては、この後ちょっとお話しするんですけど、私たち松木先生にお会いしていろいろレクチャーを受けてきたんですけども、福井大学では教職大学院っていうのを始めて、それは学校に行くんじゃないで、先生がこちらに来てくれて教えてくれると。ですから、1人申し込めば、その学校の先生たちと一緒に聞けば何人も一度に聞けるっていうようなこともあるそうなので、教育次長も一緒に行かれましたけれども、ぜひ検討していただければと思います。

ちょっと話が、そこで、ちょっと言い始めましたけど、実は11月16日、17日に、総務福祉文教委員会で福井大学に学力向上の取り組み等の視察研修を行いました。福井県は、全国学力テストで秋田、石川、富山、各県と並んで成績上位の県の一つで、御存じだと思いますが、今回も小中とも都道府県別順位ではいずれも1から4位と、特に中学校は5教科中3教科が1位に入っているという、学力の高い県です。

これまで、我々、もう教育に関する研修っていうのは余り受けたことがなかったので、今回、塩野出身の松木教授にお願いをいたしまして、その教育の方針、方向性ですか、そういったものをレクチャーしていただきました。これからの教育に関して、こういうと、私が認識がなかったからですけども、目からうろこが落ちるといような中身の濃いお話を伺うことができました。これからの教育行政も大きく変化していくということを痛感した次第でございます。

確かに、世の中はいろんな点で急激なスピードで変化しております。ことし4月1日から始まった新教育委員会制度もしかりですけども、これは6月の定例会の私の一般質問の中では、答弁としては、経過措置で引き続き取り組んでいくというように考えを示されましたが、変化の激しいこの21世紀の社会を生きる子供たちをよりよく自己実現するためには、やっぱり先ほど教育長言いましたように、学校で

やっていく多くのことが求められると思います。こういう意味で、家庭、地域、学校の連携で地域の教育力をこれやっぱり高めていく必要があります。こういったような現状を踏まえると、いろんな出てくる施策っていうか、ことに対して、先延ばしするのではなく、やっぱり早く新しい体制に切りかえて行って、例えば総合教育会議の運用だ、充実だとか、教育振興に関する大綱の作成等、また教育課題を含めて、課題解決に向けた総合的に進めていくべきではないかなというふうに考えるんですけども、町長なり教育長、この辺に関しては御意見いかがでしょうか。

○議長（古越 弘君） 櫻井教育長。

○教育長（櫻井雄一君） お答えします。

総合教育会議については、既に2回実施して、町長に出てきていただきまして、そして町の考えもお聞きしながら、それから教育委員会として今抱えてる問題、不登校の問題とか、それから障害のある子供たちが大変多いという中でどういう今教育をして、行政からどういう支援をしていただいているかっていうのは、その辺は第2回目は詳しくお話会を持ちました。

それから、新教育委員会制度にいつってというようなお話ですが、これはタイミングを見て、そして近い将来切りかえていきたいななんて思っておりますが、よろしくをお願いします。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） どうもありがとうございます。

いずれにしても、教育っていうのはなかなか結果としてすぐあらわれるものでもないし、先ほど教育長が言いましたように、いろいろな問題っていうのが散乱してるとこなんで、一つの方向性を持って、町として、特に新しい制度に移行していませんんで、いろんな意味で行政とも話し合いながら進めていただければと思います。

それでは、最後になりますけども、町長選が終わって10カ月が経過した。選挙公約の実現は、新組織を編成するところから始まるとこれまで何度となく町長が答弁されてきております。来年度の予算編成が今まさい行われているこの時期、そろそろ組織案が固まってきたのではないかとそういう思いでおりまして、その辺の具体的なことはまだでしょうが、アウトライン等、その組織に対してどんなことを命題としてやらせるか、いわゆるミッションを何を持たせてやるかと、この辺のこと

をお伺いしたいと思っております。

ちなみに、この3月から一般質問とかいろいろな席で町長の御答弁された内容をちょっとおさらいの意味で二、三話しますけれども、3月の議会では、「選挙公約具体化のロードマップは」という私の問いに対しまして、町長の答弁は、「今回大きく打ち出したのは、将来の基盤づくりであり、これを当然そうした事業を進める上では、今ある担当課がばらばらの中でそれぞれをやっていたのでは、恐らくその強力な推進になりません。ですから、早急に取り組まなければならないのは、それを担当する新しい係を新設するということになります。ただ、この新設ということにつきましても、既に新年度の採用その他についてはもう確定しておりますので、新設する場合には職員体制そのものをつくり上げていかなければなりません。そこから準備を始めるという段階になっていきますので、4月1日から即ということの組織体制は不可能であります。基本的には、この地方創生、まち・ひと・しごとの戦略とあわせて中でこの体制についても整えていきたいというふうに思っております。大体そういう形で準備を進めていきたいと考えております」という答弁がございました。

そして、6月議会での「選挙公約が反映された事業は」という私の問いに対しましての御答弁は、「今度の選挙公約は、細かいことを幾つか点の事業をやるのではなく、それぞれの事業が一つ一つの力となって、いわゆる企業誘致であるとか、人口をふやす対策にトータルでつなげていくものと考えています。したがって、私は選挙の中で申し上げたのは、町の底力をつけていかなければいけないという一つのテーマの中で一つ一つの選挙公約の事業というものがあると御理解いただきたい。そういうことから、今後、当然地方創生の事業ともあわせて考えていく必要があります。各課というより役場全体で事業というものを検討する必要があります。これを進める上で体制の構築が必要です。新しい体制は、遅くとも来年4月には立ち上げていかなければならない」と御答弁をされました。

最後に、さらに9月の議会の同僚議員の企業誘致に関する質問に対しての御答弁は、「企業誘致の取り組みについてはこれを本格的に推進するには当然片手間ではできないと思っております。専門的に推進する係が必要かと思っております。現在のところ、御代田町は残念ながら職員数も少ない中でやりくりしておりまして、すぐにこの体制をつくるということではできておりませんが、私の考えとしましては、

来年度からこの企業誘致を専門的に推進する新しい係を設置して本格的に取り組んでいきたいと考えております」と答弁をしております。

以上、ダイジェスト的にまとめましたが、共通のキーワードは、事業推進母体となる新しい組織または係の新設がキーワードかと思えます。そこで、来年の4月から本格的にスタートすることなので、現在予算編成のこの時期、そろそろその辺の組織案が固まっているのではないかというふうに考えまして、そのアウトラインとそのミッションというものを伺いたしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

これまで私が申し上げているのは、今町が取り組むべき中心課題が町の産業や経済の底力をつけるっていうことを申し上げておまして、この主な内容は企業の誘致と人口増加策っていうことになるかと思えます。

この中で、まず、確かに私ずっとこの御代田町の新しい事業を進めるときの課題としては、やっぱり職員数が少ない中でどのようにそれぞれのところを有機的に結びつけた組織体制をつくっていくのかっていうことなんです。例えば、佐久市とか大きな自治体になれば職員数もそれなりにやっぱりあったりして、重点的な事業にきちんとした組織を立ち上げてっていうことも可能なんですけども、町の中では現在の職員数の中でそれらの対応をしていかなければならないということです。

この産業と経済の底力をつける、特に企業誘致をどのように進めるのかということにつきましては、組織的な課題っていうことも申し上げていますが、一つは政策的な対応っていうことが重要になるかと思えます。それは、例えば新しい企業を呼び込むまたは移転していただくという場合には、工場用地の確保っていうことがなければ、つまり土地がなければ誘致はできないということになりますので、まずこの企業を呼び込むための土地というものを整備する必要がある、確保する必要があるという課題もあります。それから、そうした企業に町に来ていただくためには、その企業の経営などに対する一定の支援策とか優遇策、こうしたものもやっぱり今必要かというふうに思っています。

あわせて、これは呼び込む企業だけではなくて、現在町にある企業に対しての支援策っていうこともあわせて考えていかなければなりません。この点につきまして

は、こうした企業に対する支援策などについては、新年度予算に向けてこれは検討を進めていきたいということで作業をしているところであります。

政策的な対応と、もう一つが組織的な課題っていうことです。このことにつきましては、現在、これも何回か申し上げたかと思えますけども、長野県の東京事務所に市町村からの派遣で企業誘致に取り組む係があるわけですけども、これにつきましては、長野県にも御代田町からこの東京事務所への職員の派遣っていうことをお願いしてまいりましたが、ほぼ実現することとなってまいりましたので、この東京事務所への職員の派遣を核として対応を強めていきたいというふうに思っています。

これは、この東京事務所の派遣は企業誘致ということが中心的なテーマですけども、そのためにはこの職員は何をやるのかといえば、都内の企業でありますとか、特に町内出身者で企業経営者とか大きな企業の重役とかそういう方もおりますので、こうした方々との関係の強化とか、それから企業にとどまらず、都内の自治体でありますとか中央省庁こうしたところとの関係の強化というものも役割としては出てくるかというふうに思っております。

それから、そうしたいろんな政策的な対応についても、いろんな課が連携して取り組まなければなりませんので、ですからそのいろんな課題の調整、庁内での調整と取りまとめとかいろんなことの窓口としては、現在のところ私が考えておりますのは、その窓口としては企画財政課の中に係を置いて、東京事務所に派遣した職員などとの連携をして企業誘致を進めていきたいと。

ただ、企業誘致という場合に1年間に何件もどどっと来るということではないので、これは息の長い、将来を見据えたそうした準備というものも、それと将来に可能性をつくっていくためのいろんな働きかけ、関係の強化、こうしたことを総合的に進めてまいりたいというのが、現在のところで皆様にお話しできる内容であります。

以上です。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） どうもありがとうございます。

今言われたような組織的な対応とか政策的な対応はもちろんなんですけども、ですから今の話の中では、町長が今まで約10カ月間言われていた新しい組織を新設するというのは、企画財政課の中に新しい係を置くと、こういうことでよろしいで

しょうか。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） それが、全体として総合的に進めていくためには一番の実施可能な内容かというように考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 先ほども言われましたけど、やっぱりそこを置いて、課と課の横の連携それをとって取りまとめることだと思いますけども、その係、今、東京事務所のほうに1人というお話がありましたけれども、その係の規模は係長1人と担当1人ぐらいという規模ぐらいをお考えなんですか。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 組織の場合には、最小限の人員で最大の効果をどう目指すかということですから、例えば係がいても、そこだけで進むわけでもないですし、特に企画財政課は全体の財政とそれから町の総合計画などの全体像を担っておりますので、こうした部署が一番、庁内全体の課題を調整したり取りまとめをしていく課としては一番ふさわしいかと思っております。人員については、まだ明確には申し上げられません。現在私の中で固まっているのは、東京事務所とその係員の配置ということになってまいります。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 概略、わかりました。

冒頭にありましたように、御代田町、職員が決して多い中でやってんじゃないと、足りないと、そういうことを申されております。私もほんとに多いのか少ないのかちょっとわからないんですけども、いろいろな業務、窓口業務から始まってあると思うんですけども、その業務のマックスのときを捉えて人が足りないっていうと、それはやっぱり違うと思いますし、じゃあどこをとればいいのかっていうと非常に難しいなと思います。

確かに、行政はサービスという面で、例えば何課になるのかあれですけど、町民との窓口になる町民課の戸籍だ何だかんだっていうようなものは、昼休みに町民が来てもいてちゃんといただけなきゃいけないっていうようなことで運営されてると思うんですけども、ほんとに職員全体見回したときに、先ほど町長も言われたよう

に、数が少ないんで1人が1個やってればいいんじゃないということをおっしゃっていただきましたけども、やっぱり我々、会社するとき、多能工っていったらいろんなことができる人、窓口業務、昼休みの間かわって、例えば全然違う課の彼女がそこで処理すると、そういうようないろんなことがやっぱりまだまだあるんじゃないかと思っておりますので、職員の数っていうのは適正っていうのはちょっと私も正直わかりませんが、いろいろやる中で、限られた財源の中で、やっぱりやりくりするということがなんで、ぜひ新しい組織をつくったりするときもそうなんですけれども、全体を見て、その負荷バランスをとっていただきたいと。逆に、負荷バランスができるように職員を教育すべきじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（古越 弘君） 以上で、通告1番、五味高明議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午前10時53分）

（休 憩）

（午前11時08分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告2番、野元三夫議員の質問を許可します。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 通告2番、議席番号6番、野元三夫です。早速、一般質問入りたいと思ひます。

1つ目の質問をいたします。件名としまして、国民健康保険の現状と課題は。趣旨としまして、国保会計が健全運営できないとして、平成26年度より1世帯当たり平均22%の引き上げを行い現在に至っている。昨年度から現在に至るまでの運営状況は。また、健全運営を続けるためには町はどのような対策を行っているかという趣旨でもちまして、質問通告を行っております。

1つ目の質問に入ります。

9月議会は決算議会ということで、26年度国保会計は1億9,800万円の黒字決算との報告がされました。黒字ということは、喜ばしいことです。戻りまして、

平成26年1月に納税者各位という茂木祐司町長名による値上げの文書が出ております。これによりますと、「平成26年度国民健康保険税の税率改正について、町では長期振興計画に基づいた収税努力、各種補助金、交付金の獲得により9年間、国保会計を健全運営してきました。しかし、24年度の医療費の大幅な伸び、年々増加する後期高齢者医療支援金、介護給付金などの支出が膨らみ、積み立ててきた1億円の基金、国保の貯金は25年度には底をつく状況になりました。今回の税制改正は、受益者負担、負担公平の原則に伴って、健全で安定した財政運営を図るため、財源不足を補うため、国保税の引き上げを実施するものです」とありました。26年度からは、一般会計から法定繰り入れも2,000万円が計上されております。

以上の文章を読むと、国保会計の危機的な状況が理解できますが、26年度決算書を見ると、一時的にでも改善されたのかなとも思います。そこで、25年度、26年度にかけてどのようなことが起き、どのような対策を行い、黒字決算に至ったのかと、27年度きょう現在の運営状況はどのようになっているかを聞きたいのですが、お隣、佐久市では、本年度から平均16.8%の国保税値上げをしたにもかかわらず5億6,000万円の赤字見込みで、一般財源から国保会計に貸し付ける対応をするとの報道もありましたので、この辺少し詳しく御説明をお願いします。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 初めに、25年度から26年度にかけてどのようなことが起き、どのような対策を行ったか、また今日の運営状況はどのようになっているかという点についてお答えいたします。

議員の御質問の中で、既におっしゃっていた事柄も含めて申し上げますと、平成25年度には前年度の医療費の大幅な伸び、後期高齢者医療支援金、介護納付金を初めとする各種負担金、納付金などの増加によりまして、これまでどおりの財政運営では立ち行かないと判断から、これまであった1億732万円の基金を全て取り崩し、国保運営の経費に充てるとともに、国保運営協議会で今後の対策を検討していただきました。協議会からの答申を受けまして、平成26年度に1世帯当たり平均、国保税を22%上げ、一般会計から2,000万円の法定外繰り入れを行ったところでありまして。その結果、26年度の繰越金は1億9,898万2,000円と

なりました。しかしながら、基金を取り崩し、法定外繰り入れを行ったものであり、毎月の医療費給付の推移を見ても、決して楽観視できる状況ではございません。

平成27年度の当町の一般療養給付費の状況について申し上げますと、昨年度当たりは一月平均で7,392万5,000円ほどでありましたが、今年度は9月診療分までで月平均7,038万円ほどとなっております。高額療養費につきましても、昨年度月平均1,063万円でありましたが、今年度は9月診療分までで月平均820万円と、前年度と比較しまして2割ほど低くなっております。しかしながら、ここ2年間の状況を見ますと、11月から3月にかけて冬季の期間に医療費が高くなる傾向があり、今年度につきましても、この後、医療費が増加することが考えられます。このことから、この時点での繰越額や予備費が高いということをもって余裕があるといった判断はできないと考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 現状でも厳しいっていうお答え、これは理解いたします。

次の質問としまして、収税努力もしっかり行くとされ、26年度収税率は96.1%と報告されていますが、27年度、きょう現在の収税率はどのように推移しているのか、また納税相談の件数、短期保険証、資格証明書の発行件数と、それらの発行者へどのような対応を行っているのか、その辺をお答えをお願いします。

○議長（古越 弘君） 内堀税務課長。

（税務課長 内堀淳志君 登壇）

○税務課長（内堀淳志君） お答えいたします。

質問の国民健康保険税の徴収率と納税相談の件数について、税務課は私のほうからお答えさせていただきます。

徴収率は10月末現在ですけれども、50.3%となっております。

前年の同月末に比べまして2.1ポイントほど伸びている状況です。これは、町民の御理解と御協力によるものですが、収税に当たっては督促状を発送後、納税者に文書及び電話で催促等を行って納税を即すとともに、滞納者にあたっては未納額が多額にならないうちに督促や差し押さえなどを行って、滞納処分を行った結果と考えております。

次に、納税相談の件数についてですけれども、税務課収税係では、日々多数の納

付に関する相談等を受けております。滞納整理業務として当然、その折衝記録等は残しているところなんですけれども、件数までの把握は大変申し訳ございませんがしておらない状況です。

また、折衝内容も個々の税目ごとの話ではなくて、滞納額全体についての話をしておりますので、どのようにしたら滞納額をなくせるかということで滞納者の方と話をさせていただいているところでございます。

国民健康保険税関係で数字が把握できるものは相談後の納付誓約書の提出件数で誓約書の中に国民健康保険税が含まれたものは31件ございました。そちらのもののみでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 短期保険証、資格証明書の発行件数については、私のほうからお答えいたします。

12月1日現在、町全体で2,424世帯が国保に加入しており、そのうち短期証は58世帯、資格証は59世帯であります。発行者に関しましては、通知をいたしまして、納税相談等進めている状況でございます。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 収税率につきましては、今50%強ということで、年度途中、これ3月までですので前年度よりアップできるように努力をお願いしたいと思います。

それから、今、短期につきましては58件、それから資格証明書については59件というお答えがあったんですが、これは数年前から比べると推移というのはどのような変化になっておるのでしょうか。お答えください。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 推移についての資料がちょっと手元にございませんで、細かい数字についてはちょっとお答えできないんですけれども、また調べまして細かい内容についてはお答えしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） では、推移につきましては後ほど、また個別にでもお伺いしに行きたいと思っております。

ただ、こちらの短期についてはそのまま3割負担ということで対応できると思う

んですが、資格証明者の方については、一旦10割支払いってような対応になるかと思っておりますので、その方々にも細かく指導を、あるいはいろんなことを対応していただければいいのかなというふうに思います。

3番目の質問に移ります。

医療費が年々増加の一途をたどっている状況で、信濃毎日新聞の10月8日付、こちらに信海の一面があるんですが、国民医療費40兆円に達し、国民1人当たりでは31万円余、65歳未満では17万円、65歳以上では72万円との記事が報道されていましたが、この金額は国保とか、社会保険、全てを含んでる金額だと思いますので、町運営での国保加入者の1人当たりの金額と、それから年代別医療費、これの分布状況っていうのをお教えいただきたいと思います。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 当町の国保加入者1人当たりの医療費につきましては、直近のデータとなる平成26年度では、29万8,331円で、県内77市町村の中では低いほうから18番目となっておりますが、前年度と比較すると2万8,721円増加しております。

年代別の医療費に関しましては、年代ごとに細かく区分されたデータというものはありませんが、わかる範囲で申し上げますと65歳以上、75歳未満の方の1人当たりの医療費が46万7,439円、未就学児の1人当たり医療費が12万2,409円となっております。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） そうしますと、65歳から75については、46万円、これは全国の平均より低いっていうことですね。

未就学児ですから、6歳以下、これが12万円。

ですから、7歳から65歳までは、全国平均と同じぐらいなのかなっていうふうに判断してもよろしいでしょうかね。はい。

次に、医療費としては手術、それから入院、通院、透析、医薬品など等が挙げられると思うんですが、こちらの項目別の保険金額っていうんですか、医療費に占める割合はどのようになっているかっていうのは把握されているのかどうかお答えください。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 国保にかかわる療養給付費の内訳については、こちらで把握しているものについて申し上げます。

平成26年度の数値となります。

入院でございますが、延べ788件、1万5,000日分で、4億4,196万5,830円で、その割合でございますが、36.5%となっております。

入院外、これは通院でございますけれども、延べ2万7,659件で4億5,237万8,790円で、その割合は37.4%となっております。

調剤、これは医薬品でございますが、延べ1万6,033件で2億1,723万6,060円、割合は17.9%でございます。

歯科につきましては、延べ6,126件で、7,370万6,690円、割合としましては約6.1%となっております。

食事、生活療養につきましては、延べ768件で2,072万2,518円、割合は約1.7%となっております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今、内訳としてお答えいただきました。

概算でいっちゃうと入院等が4割、36%っていうことですね、通院についても37%、薬については17%、歯科については6.1%というような概略でいってしまいましたら、そういう割合っていうお答えをいただいたんですが、ちょっとこの中の17%とお答えいただきました薬について注目したいと思うんですけど、数年前に私のほうでジェネリックの医薬品の件は質問したと思うんですが、その後、町としてはジェネリック医薬品の割合がどのようになっているのか。

それから、周知徹底説明はどのように経過として行われているのか、その辺をお答えください。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） ジェネリック薬品の使用割合がどのように変化しているかということについてであります。国保連合会で取りまとめている後発医薬品利用率推移表によりますと、当町のジェネリック医薬品の利用状況は数量ベースで見た場合、今年度は9月診療分までで月平均57.3%となっております。

また、金額ベースで見た場合は、同じく9月診療分までで月平均38.8%となっております。

前年度においては、数量ベースでの利用率が月平均55.7%、金額ベースでは月平均35.9%でありますので、昨年度と比較する中ではジェネリック医薬品の利用率は上がっております。

また、周知説明はとのことではありますが、毎年10月の保険証更新時に国庫加入者にジェネリック医薬品の使用を進めております。現在、国でもジェネリック医薬品の使用を積極的に進めており、住民への啓発のため、町では来年1月にジェネリック医薬品を使った場合と、そうでない場合の差額通知の発送を予定しております。

また、保険証発行時に配布している保険証ケースはジェネリック医薬品啓発のものを使用している状況でございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） ジェネリックの金額ベースでいいますと、38%、35%というお話だったんですが、それで今課長から来年1月、通常の先行予約からジェネリックに移行した場合の差額のお知らせをするということでしたので、その辺、今口頭でわかる範囲でどのくらい自己負担、それから町の負担が減るのかなっていうのを御説明いただけるようでしたら、御説明いただきたいのですが。

いかがでしょうか。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） ちょっと口頭でこの内容については御説明ができませんので、またきちんと調べた上での御回答になると思いますので、ちょっとまた1月に予定しているものでございますので、また詳しくわかりましたところで御説明をいたしますのでよろしく願いいたします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） いずれにしても、こちらのジェネリック医薬品を利用されると3割負担、個人負担が3割負担ということなんですが、その金額も少なくなりまし、町から国保会計からも持ち出しも少なくなりますので、きちんと周知をしていただければと思います。

次、もう1点、医薬品について注目したい点があります。

その注目したいってというのは、処方された薬を患者が大量に飲み残す残薬という問題でございます。残薬とは、厚労省によると長期投薬の増加などにより飲み忘れや飲み残し、症状変化によって生じたと思われる多量の残薬が生じることで、2013年厚労省調査で全国998の薬局を対象に実施された薬局の機能に関わる実態調査では、残薬を有する患者について頻繁にいるが17.1%、時々いるが73.2%、合計9割に上がったそうです。

また、病院へ来られた患者1,927人への調査では、大量に余ったことがあるが4.7%、余ったことがあるが50.9%という結果が出たそうです。

また、東京医科大学医学部では、日本医師会からの委託で全国540薬局を対象に行った薬学的疑義照会、この薬学的疑義照会ってというのは薬剤師さんがお医者さんにこの薬でよろしいんでしょうかとか、この量でよろしいかという照会をすることらしいんですが、残薬に伴う日数、投与回数の調査を行ったのは、約10%に上がり、この調査結果を全国の年間の処方箋枚数に当てはめて試算すると、全国で約29億円、1件当たり1,595円の医療費抑制ができる計算になったそうです。

そしてまた、つい最近、また新たに日本薬剤師会が飲まないままとなっている残薬を調査したという報道があったんですが、在宅の75歳以上の高齢者だけでも、年間およそ全国で475億円分が無駄になっているというような調査も発表されたそうです。

そして、ことし4月8日に開催された中央社会保険医療協議会総会では、残薬の解消に向けた薬剤師の取り組みが期待されるという件が出されたとの報道がありましたが、こういった情報は入手されていたかどうかお答えください、まず。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

中央社会保険医療協議会総会の報道については承知しておりませんが、残薬の問題につきましては、以前から新聞等にも取り上げられているため承知しております。

高齢者宅から残薬が多量に見つかる事例が目立っており、多種類を処方された場合など、適切に服用できず、症状の悪化でさらに薬がふえる悪循環もあると言われております。

薬剤師が薬を整理し、医師に相談し、処方薬を減らすよう求める試みが広がって

いるようでございます。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今、質問しました残薬問題っていうのは、もちろん薬剤師さんとそれから医師との間の問題、話だとは思いますが、以前、当町ではレセプト点検を実施したという報告があったんですが、その折に可能性のある事案は散見されたのかと、今現在レセプト点検というのはどのような状態になってるのか、その2点についてお答えをお願いします。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

レセプト点検から残薬の可能性のある事案を把握したという事例は承知しておりません。しかしながら、レセプト点検において、同じ病名で複数の医療機関へ通院し、同様の服薬が処方されている人に対し、保健師が訪問し病状の確認等はしております。

レセプト点検では、毎月レセプトの内容を確認し、国保から支出すべき治療、処方なのか、あるいは適切な受診をされているかといったことを判断する、国保の適正化を図る上で重要な役割を担っております。

疑義があるものについては、国保連合会にレセプトの再審査を依頼し、場合によっては医療機関にレセプトを戻すこともございます。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今のレセプト点検では、重複受診ですか、こちらのほうを散見された、ただ薬については確認はとっていない、もちろん保健師さんのお仕事としては薬剤師さんの仕事の領域に踏み込むってことは難しい、現実問題としても資格はないのでできないことだということは承知しております。

先ほどお答えいただいた医療費の分類の中で、薬が約2億、17%っていう御回答がありましたので、ぜひそういう重複受診、それから同じ薬が長期にわたって処方されているそういった患者が散見された場合には保健師さんが患者さんとお話をして、患者さんから薬剤師さんにお話をさせていただく、そういう橋渡しをしていただければ、少しでも医薬品について、金額は少なくなると考えるんですが、素人考えで申し訳ないんですが、考えるんですが、その辺はどのようにお考えになっていらっしゃるのかお答えください。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

保健師が橋渡しをしてということでございますけれども、今まで、その残薬に関する事例はございませんが、訪問等によりましてやはり病状確認した折に残薬について相談があった場合については、やはりこちらとしても残薬を持って薬局に行き、薬剤師に相談するような勧奨は行いたいというふうに考えております。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） これも重複、今の話と重複してしまうんですが、こちらに医療費のお知らせっていうことで、毎月かかればこういったハガキが届くんですが、こちらのほうにも一文、薬はどうですかとか、そういった説明なりも載せてもいいのかなというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

こちらのハガキのほうに薬の名前まではわからないかもしれませんが、長期的に飲み続けてる薬等がございましたら、そちらにも薬剤師さんと相談してくださいというような一文を載せてもいいのかなというふうに思うのですが、そちらについてはいかがでしょうか。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） その内容につきましては、やはり別に活用する手段があるかと思えます。それは、やはりかかりつけ薬局をつくるということとか、あとお薬手帳を皆さん今薬局では必ず持つようにというふうに言われておりますので、そういったものをきちんと持つことによって、やはり本人が薬の内容を確認し、またその内容について薬剤師、または医師ときちんと相談した上でそれを確認していくということはできると思えますので、そんなところをしっかりと活用していくといいのではないかとこのように考えております。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今まで、病気になり、保険を使った場合のことを質問してきました。ちょっと今、薬については薬剤師さんの仕事になるんで、不適切な質問をしたかとは思いますが、本当は私たち一人一人が健康の大切さに関心を持つということが一番大切だと思います。

ちなみに、ことしの健康診断で、私は2次検査を受けるように指導されまして、今度の13日の日曜日に2次検査を受けるようになってるんですが、そこでお伺い

したいんですけど、ことしの健康診断の受診者数と、被保険者に対する割合と、その後の受診者への対応はどうなってるのか。

また、当町では健康推進のためにウォーキングポールを使用しての運動を推進しているんですが、その現状とその他の健康に関する取り組み等についてお願いします。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） それではお答えをいたします。

まず、国保加入者を対象とした今年度の特定健診受診者の数、割合に関しましては、この今、野元議員がおっしゃったように、12月13日、14日に冬の集団検診を予定しているとともに、個々に町内医療機関で受診していただく個別検診を受診されている方もいらっしゃるのので、数値が確定しておりませんので、現時点では申し上げることはできません。

昨年度の数値で申し上げますと、対象者2,794人に対し、受診者数は1,206名、受診率は43.2%となっており、年々上がってきておりますが、県全体の平均と比較するとまだ下回っている状況でございます。

健診後の対応ですが、健診後には受診者全員を対象とした結果報告会を開催しております。

報告会を予約制にし、一人一人に保健指導を行っていくことで健診結果の理解を高め、生活習慣病の改善を支援し、重症化予防を図っております。

特に、新規の人工透析導入者では、糖尿病の合併症である糖尿病性糖尿病腎症が多くなっているため、重症化予防は大切と考えております。

今後さらに特定健診の受診率を上げまして、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により発症の予防効果が期待できる動機づけ、積極的支援対象者をサポートし、生活習慣病を予防するとともに、医療が必要な方は早期に治療につなげ、重症化予防を図っていくことで医療費の抑制につなげていきたいと考えております。

次にウォーキングポールを使用した運動の現状と、そのほかの健康に関する取り組みの質問でございます。

ウォーキングポールに関しましては、これまでポール購入者への補助制度を設けていましたが、自立協働のまちづくり推進計画に基づきまして、昨年度をもって補助を廃止しております。

しかしながらこれまで500名を超える方にポール購入補助を行い、ポールウォーキングによる運動の啓発を進めてまいりました。

さらに、ポールの正しい使い方や歩き方を身につけていただくため、年1回講習会を開催し、今年度は42名が参加されました。

また、各地で開催している地区健康教室や、ロコモ予防教室の場においても指導者を招き、ポールウォーキングを取り入れた運動を行っているところであります。

ウォーキング以外の取り組みとしましては、働き盛りの世代を主な対象者といたしまして、運動習慣を身につけていただくことで、生活習慣病の予防につなげることを目的に、健康実践セミナーを毎年9月から11月にかけて、全6回開催しております。

終了された方は住民の自主的な取り組みであるスマイルクラブに入り、継続して運動をされていらっしゃる方も多く、町といたしましてはこのような取り組みのさらなる広がりを期待するところでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今、お答えいただいた中で、ちょっと2点お伺いしたいんですが、健康診断の受診率が43.2%というお答えあったんですが、以前、受診率が低いと国保会計に対する補助金等にペナルティーがあるっていうようなお話、以前聞いたことあるんですが、こちらのほうはどのようなになっているのか。

それから、もう1点が、このスマイルクラブっていうのを私勉強不足で申し訳ないんですが、ちょっと初耳だったものですから、詳しい内容をお聞かせください。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 受診率についてのペナルティーでございますけれども、こちらは、県平均が44.9%、当町が43.2%ということですので、もうわずかで県平均に到達するのが当町の状況でございます。

ペナルティーにつきましては、先ほどから申し上げております動機づけ、積極的支援者に対します保健指導等、全く実施していないとか、そういったものに対しては市町村、自治体に対してはペナルティーはございますが、そうでないところにつきましては、取り分け今のところは聞いておりません。

それとスマイルクラブにつきましては、もう自主的な組織でございますので、や

はり運動を継続していきたいという方たちが取り組んでいる会でございます。月2回ですか、皆さんで集まってその健康実践セミナーを卒業された方たちが自主的に皆さんでお集まりになって運動を進めている、講師の先生をお招きしてやっているという会で、かなり六、七年前からの取り組みだというふうに思っております。以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 1つ目の質問の最後の質問なのですが、第5次長期振興計画案の国民健康保険会計の健全運営という項目で、平成30年から保険者を都道府県へ移行し、広域化を図るとされている、しかし保険税の賦課徴収、保険事業は市町村が担わなければならないことから、町の負担が大きくなることには変わりないと記述されております。

そこで、保険税金額は平成30年度において全県統一になるのか、それとも各自治体で別々なのか、その話し合いが県のほうとされていらっしゃるのかどうか、その辺をお答えください。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

まず、保険税の金額についてであります。結論から申し上げますと都道府県移行後においても県下で統一ということではなく、各市町村で決めていくことになります。

県の説明会では、保険税の仕組みについてはおおよそ次のようになるのとあります。

まず、県で市町村ごとの医療水準、所得水準を反映した納付額が決められます。合わせて市町村に対しては、あなたの自治体はこれだけの保険税を賦課すれば納付金額に足りるという標準保険税率というものが示されます。

市町村では、この標準保険税率を参考に徴収率を考慮して、保険税率を定め、賦課徴収していくこととなります。

なお、平成30年度の都道府県移行時における標準保険税率が県から示されるのは、平成29年度になるのとありますので、その際には保険税率の改正に関わる検討も必要になるのではないかと考えております。

都道府県移行に関する詳細の事項につきましては、今、申し上げた保険税のよう

に概要が示されている事項もございますが、まだ詳細が決まっておらず、現在、国で検討されているという事項も多々ございます。

国、県では来年度以降随時説明会などを通じ、市町村に説明をしていくとのことですので、引き続き情報収集をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 平成30年、これから決定するところではありますが、現行では各市町村別々の保険税率になるっていうお答えだったのですが、全国的にみても低所得者においては、国保税を払いたくても払えないというような世帯も多いうふう聞いておりますので、これ以上値上げ、当町として国保税が値上げにならないような努力を私たち一人一人が健康に気をつけなければいけないんですが、国保税が上がらないような、そういうふうな、啓蒙、啓発ですか、そういったこともお願いできればいいのかなって思います。

これで1つ目の質問を終わりにします。

2つ目の質問としましては、件名としまして、生活困窮者自立支援法の目指すものは。趣旨としまして、生活困窮者自立支援法が平成27年4月より施行されたが、この法律の内容と目指すものは何か。この法律は町財政の健全運営にも深く関わるものとするが、町はこの法律とどのように関わっていくかという通告を出しております。

1番目として、この法律の内容と、目指すものの概略を説明、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

この法律の内容と目指すものでございますが、生活困窮者自立支援法でございますが、生活保護受給者が過去最高を更新する中で、10年前と比較して稼働年齢層と考えられる世帯が3倍にも増加していることや、非正規雇用労働者等が増加している中、これまで全国的に十分でなかった生活困窮者に対する支援を行う仕組みとしまして、第2のセーフティーネットを充実、強化するための制度でございます。

この制度は、生活困窮者支援という住民に対する基本的なサービスに関わるものであり、個人のみならず社会資源の活用や開発、中間的就労など、多様な働く場や、社会参加の場の創出等、新制度を通じた地域づくりを目指すものでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 2つ目の質問なのですが、第5次長期振興計画案、この中にも30代から50代の下等年齢層の相談が増加している。生活保護受給者以外の、生活困窮者に対する、第2のセーフティネットとして充実した支援体制の構築を図るとあります。

お伺いしたいんですが、どのような支援体制を考えているのかお答えください。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

この制度の柱であり、包括的な相談支援を行うことを目的とした自立相談支援事業は社会福祉事務所を設置自治体が行うこととなっており、県内では19の市と、県の20の自治体で事業を実施しております。

この事業は、自治体直営のほか、社会福祉協議会や、社会福祉法人、NPO法人への委託も可能となっており、町を直営する長野県佐久市生活就労支援センターまいさぼ佐久は、長野県が長野県社会福祉協議会に運営を委託し、佐久市が委託する佐久市社会福祉協議会と共同で野沢会館に設置されております。

まいさぼ佐久では、具体的には、ワンストップ型の相談窓口生活就労支援員を配置、相談者に支援計画を作成、地域の関係機関と連携を強化し、計画に基づく支援の充実を図っており、相談者の状況に応じて支援内容を検討しております。

当町でも4月から20件ほどの相談支援を依頼しており、支援を受けながら就職活動を継続している方や、中にはすぐ就職につながった方も数名おられ、この事業の成果を実感しているところであります。

今後も、まいさぼ佐久をはじめとして、個々の相談内容に適した関係機関との連携を図ってまいりたいと思っております。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今、次にお伺いしようかと思った項目までの説明されてしまったんですが、この法律では市及び福祉事務所を設置する町村の責任を、町村の責務という項目があり、公共職業安定所と密接な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援相談という項目があったんですが、今、佐久にあるマイサポートセンターとも、佐久社協とも協力してやっていますという御回答があったんで、これは飛ばし

てしまいます。

私、この法律の中でちょっと注目したい点がございまして、生活困窮者に対する援助は当然と考えます。またもう一方、町財政を考えると、今回提出されてます人口ビジョンにもありますように、ちょっと今持ってこなかったんですが、提出された人口ビジョンっていう案件がありまして、こちらの表の中に個人町民税額が平成22年度の総額4億9,000万円が生産年齢人口の減少に伴い、10年後の平成37年には4億6,000万、だから3,000万円減少するっていう試算も出ております。

この試算に生活困窮者がふえてしまうと、減少幅は増大すると考えるんですが、財政的に考えてみても、この生活困窮者支援法っていうのは大切な法律で、援助、財政面に考えて援助が必要ではないかと思うんですが、町としての自主的な対策を考えてらっしゃるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

生活困窮者への自主的な対策でございますが、こちらにつきましては、先ほど来御説明申し上げているとおりでございますが、相談者の相談内容に応じて、関係機関と連携し、相談者にあった適切な制度を活用し、自立を目指した支援を行うということを考えております。

このような支援をすることで、税収の減少を最小限に抑えられるよう、今後も努力してまいりたいと考えております。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） ではそうしますと、この法律に関してはあくまでも生活困窮者予備軍になられる、生活に心配のある方が相談に見えて、それから相談をするっていうことであって、税収なんかに関しては、相談があったあとに税務課なりと相談に入るといような認識でよろしいんですかね。

その辺だけ、私は認識ちょっと違うかどうか。どうなんでしょうか。

○議長（古越 弘君） 内堀税務課長。

○税務課長（内堀淳志君） お答えいたします。

今、税務課で行っている滞納者の方とか、生活に非常に苦しい方につきましては、相談につきましては、本当に生活困窮で生活保護を受けたほうがいいんじゃないか

というような方々につきましては、保健福祉課の方と連携しながら、生活保護のほうへ受給を促すような形は取っておる状況でございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） ちょっと私もこの法律、ちいと把握できてないんであれなんですけれど、いずれにしましても人口ビジョンにおいても10年後には3,000万円からの町税が減少する見込みである。

そこにまた生活困窮者が増加してしまうと、それ以上に税収も減ってしまう。そうすると町の健全運営、それから国保等々の健全運営も難しくなるのではないかなと考えますので、またそういった相談事がありましたらどんどんこういった方策がありますよ。こういった策、マイサポートセンターがありますよってというようなところを紹介していただくってというようなことをお願いしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 以上で、通告2番、野元三夫議員の通告の全てを終了します。

昼食のため、休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時59分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

通告3番、池田るみ議員の質問を許可します。

池田るみ議員。

（1番 池田るみ君 登壇）

○1番（池田るみ君） 通告番号3番、議席番号1番、池田るみです。

今回は2点について質問いたします。

いじめ問題について、内部障害者に優しいまちづくりについてです。

では、最初にいじめ問題の質問から入りたいと思います。

いじめ問題は滋賀県大津市の中学2年生の男子生徒が飛びおり自殺をしたという大きな出来事から社会問題化し、ことしに入っても7月に岩手県の矢巾町で、11月には愛知県の名古屋市で尊い若い命が失われており、深刻さが増しております。

そのような中、文部科学省は10月27日2014年度問題行動調査での再調査のいじめ認知件数の集計結果を発表しました。

全国の小中学校などで把握したいじめは18万8,057件で、小学校では前年度から3,973件ふえ、12万2,721件で過去最多となったことがわかりました。

調査では、前年度の件数を6月末までに計上をしていましたが、岩手県矢巾町で7月中学2年生の生徒がいじめを苦に自殺したのに同町がいじめをゼロと報告していたため、文科省は実態を反映していないと判断し、また2013年度に都道府県間の認知状況にも大きな差が出たことも踏まえて軽微な事案や、短期間で解決した例も報告するように再調査を求めています。

その結果、再調査では、約3万件ふえ、いじめを認知した学校は全体の56.5%の2万1,641校となり、同省は積極的に対応しようという意識変化が進んだと分析をしております。

長野県内の小中学校、特別支援学校で、2014年度認知したいじめは、前年度比90件増の1,545件で、現在の調査内容になった2006年度以降で4番目に多くなっております。

このうち、小学校は4件増の674件、中学校は82件増の710件、高校は6件増の138件、特別支援学校では、2件減の23件です。

県内の小中学校では、いじめの認知件数はそれぞれふえておりますが、当町の実態はどのようになっているのか、小中学校でのいじめ認知件数と内容についてお伺いします。

○議長（古越 弘君） 重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） それでは、小中学校でのいじめの認知件数と内容ということで御回答申し上げます。

平成26年度の児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査というものの一環として行われております。

やはり、この矢巾町の関係があつて、こういった調査が来ました。

それで、いじめの認知件数と内容でございますけれども、当町では認知件数については、小学校で8件、中学校で3件ということでございます。

その内容でございますけれども、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるという項目に該当するケースが、小学校で7件、中学校で2件、それから仲間外れ、集団による無視をされるというものに該当するケースが、小中学校でそれぞれ1件、それから軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをしてたたかれたり、蹴られたりするに該当するケースが小学校で3件といった現況といたしますか、この報告の状況でございます。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 小学校では8件、中学校では3件、冷やかし、悪口、仲間外れ、いろいろな事例、内容があるわけですがけれども、次にいじめを判断する際の基準についてお聞きしたいと思います。

文部科学省では、平成18年、いじめの定義、判断基準を見直しました。その定義とは、当該児童、生徒が一定の人間関係あるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものということです。

ポイントとしては、いじめられた児童、生徒の立場が優先されるということだと思います。

要するに、いじめられている子供本人がいじめられていると感じた場合、それはいじめであるということだと私は受けとめておりますが、教育委員会のお考えをお伺いいたします。

○議長（古越 弘君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） この判断の基準でございますけれども、これにつきましては、本当に明確な基準というものはありません。しかしながら、いじめに関する現在の公の定義といたしますか、今議員おっしゃられたように、いじめ防止対策推進法で用いられているものなのですが、子供と一定の人間関係にある者から、者が行う心理的、または物理的な影響を与える行為であって、子供が心身の苦痛を感じているものということになります。

この定義によって、個々の行為がいじめに当たるか否かという判断は、表面的、形式的に行うのではなくて、いじめられたその子供の立場に立って物事を捉え、一つ一つの状況により、組織で対応して判断をしているところでございます。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 周りから見たら、こんなことぐらいって思うようなこともあるか

もしれません。

また、加害者にとっては悪気がなかったりとか、冗談のつもりだったということもありますが、やはりあくまでも本人がいじめと感じた場合は、いじめであるということはいじめの判断基準として明確にしていっていただきたいと思います。

そうなってくればやはり自然と認知件数はふえてくるのではないかと思います。

いじめはない、数が少ないほうがいいと考えがちで、矢巾町の教育長もいじめはゼロがいいという価値観があったと言われております。

数が多くても、それはいじめはいじめと捉えて、解決に向けて積極的に取り組んでいくのであれば、数字に一喜一憂されず、きちんといじめを認知していくべきであると考えますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（古越 弘君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） おっしゃるとおりだと思います。

なければいいということではなくて、御代田町でもマニュアル的なものを平成24年度不登校対策の関係でつくっております。3校そういった共通の理念を持って、早期発見等の取り組みをしております。

ですので、こういった数値の積み上げのカウントということではなくて、一つ一つの対応を早期うちにチームとして動くということが大切だというふうに思います。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 先ほどの認知件数と内容の中でも冷やかされていたとか、悪口を言われたというような内容でもしっかりいじめと捉えていただいているので、これからもしっかり把握をしていただきたいと思います。

では次に、解決に向けての対策、取り組みについて質問いたします。

解決するためには、まずいじめを発見することですが、学校ではいじめがいろいろな形をとったり、わからないように行われたり、また、最近ではネットでのいじめなどもあります。

また、被害者の子供さんは、先生が聞いてもなかなか言わないことが多くて、早期発見が難しいと言われております。

学校ではいじめを発見するためにどのような取り組みをされているのか、お伺いします。

○議長（古越 弘君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 学校での取り組みでございますが、いじめを発見する場合には各校でいじめは先ほど申し上げたように起こり得るものというような前提のもとに、小学校では年2回ほど、それから中学校では月1回のいじめに関するアンケート調査も行っております。

さらに、3校とも学校の満足度を調査するための学級集団アセスメント、いわゆるQ Uという検査を実施しております。この検査からは、いわゆる人間関係なんかがわかったり、何らかのトラブルを抱えているときなどそういったところをつかめるような検査調査になっております。

それで、把握に努めております。

それから、相談窓口として当然のように保健室であるとか、相談室、それから学級担任、それから校長、教頭、教師全員で相談を受けられやすい、相談しやすい体制づくりを日ごろからそういった形で早期発見にすべく取り組んでおります。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） いろいろ相談窓口もしっかりしていただいているようではあります。先生や親などにも相談できずに1人で苦しんでいる子供さんもいるかと思えます。

また、学校では明るく元気にふるまって、誰からも気づかれない子供さんもいるかもしれません。

また、先生や親に相談することによって、事が大きくなって余計にひどいことをされるのではないかと心配し、誰にも言えない子供さんもいるのではないかと想像ができます。

学校では、先生や親だけでなく、相談先はほかにもあることを相談先の電話番号の入ったカードやチラシを配ったりして、何かあったら勇気を出して相談するように周知をしていただいております。私は、以前、鬱病、自殺対策の一般質問で、生徒手帳への相談先を載せていただくようお願いをし、今後掲載していきたいと答弁をいただいております。その後、生徒手帳への相談先が記載されたのか、掲載されたのか、子供たちが1人で悩まず相談できる環境、体制を整えていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○議長（古越 弘君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） その生徒手帳への掲載につきまして、以前議員から御質問い

いただきました。それで、県のほうからも、ことしに入ってから、そういった通知、生徒手帳へ、そういう相談窓口を掲載している中学校等があるんです、掲載を検討しろというような指導がございました。それで、平成27年度の生徒手帳でその相談先を1人で悩まないで誰かに話してみようというような項目があるんですが、子どもの権利支援センターであるとか、24時間いじめ相談電話、それから児童虐待等のホットライン、それからなんでもハロー青少年ですか、それから警察の安全相談、それから子どもの人権110番、子育てひといきホットラインというような形のものを約10ページぐらいの生徒手帳、これ当然生徒手帳に掲載するに当たっては生徒会と協議をして掲載してるわけです。そのような形で、日ごろ持ち歩く生徒手帳へ記載を行っております。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 生徒手帳には、27年度、本年から掲載になったということで、はい、わかりました。

では、次の質問のほうに移っていきます。

2011年に起きた大津市の中学生いじめ自殺で、学校や自治体の対応が問題となり、対策を徹底するために、2013年いじめ防止対策推進法が施行されました。学校には、いじめ防止の基本方針の策定や複数の教員と専門家で作る対策組織の設置が義務づけられ、10月1日時点で99.9%の学校が実施済みで、当町でもいじめ対策に力を入れていただいております。学校では、いじめがあった場合の体制、対応はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（古越 弘君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） いじめがあった場合の対応ということなんですが、先ほどもちょっと触れさせていただいたように、まず素早く組織的な対応をしなければ手おくれになるというふうには共通認識で思っているところでございます。

まず最初に、速やかな報告ということで、情報を受信した者から、担任、それから学年主任、教頭、それから校長というような形で情報伝達ですね、共有しております。

続いて、第1次緊急対応会議というような形で、被害児童、それから加害児童、周辺児童、そして保護者からの聞き取りを行うわけです。

続いて、第2次緊急対応会議ということで、被害児童、加害児童、周辺児童、保

護者、それぞれに対応班ですね、を設けて、具体的な対応として、別々に対応したりして指導に当たっております。そして、問題の状況によっては、教育委員会のほうへも随時報告を受けまして、関係機関等と連携を図って対応しております。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 矢巾町の中学校でもいじめ防止の基本方針の策定や複数の教員と専門家をつくる対策組織の設置はされていきました。しかし、自殺をした生徒が同級生からの暴力を訴えていた生活記録ノートやアンケートの内容は担任の先生以外は知らずに、いじめの情報が先生の間で共有されず、組織的に対応ができていませんでした。当町でも担任の先生が1人で抱えることのないように、また、いじめの早期発見解決のために、また先生の精神的負担も考え、複数の先生で対応する体制や基本方針がしっかり機能するように、矢巾町の事件以降、徹底や対策はとられたのか、お伺いいたします。

○議長（古越 弘君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） この関係につきましては、やはり事件が起こるたびに細かなと申しますか、対応策がいろいろと問題になりまして、その都度、校長会等で再度確認をしたりしながら対応しております。

それから、いわゆる町長が一緒になって、総合教育会議という場で、こういった万が一のときの対応ですね、要保護児童対策協議会というのが児童虐待等ネットワークという組織の中にございます。万が一の対応の中では、そういったところの構成メンバー、警察であるとか、児童相談所、それから法務局等の方々等とすぐに対応できるような形の中でやっていくというような確認をしております。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 次に、いじめを出さない学級づくりについての質問に入りたいと思います。

クラスの中では、いじめだったとわかっていても、ちくつたと言われたくないから傍観者になってしまったり、次のいじめのターゲットになりたくないから、いじめに加担してしまう子もいるのではないかと思います。子供たちにとって、学校とは本来、安全で楽しくてはならないと思います。そうでなければ、学業のほうも集中できないのではないのでしょうか。そのために、いじめを出さない楽しい学級づくりが大事になってくると思います。

そんな中で、いじめの防止対策に子供自身が取り組んでいる学校があります。県内の高森中学校では、いじめをしない憲法を持っていて、生徒会が話し合っ、無視は無言の暴力、見ているあなたも加害者などの条文をつくっています。そして、違反をしたら相手に謝り握手を交わそうと訴えているということが新聞で紹介されていました。

また、今月5日、県内の小中学生がいじめを考える初のいじめ防止サミットNAGANOが開催されました。上田第五中学校の生徒からは、いじめられている人を守るために仲間が立ち上がる義務があるとする条文を盛り込んだ五中人権宣言が紹介されるなど、各校の取り組みの報告もありました。いじめを出さない学級づくりについて、また、子供たちの取り組みもあれば、御紹介ください。

○議長（古越 弘君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） いじめを出さない学級づくりということですが、先ほど五味議員の質問の中でも教育長が若干触れさせていただいたかと思ひます。この取り組みについては、お互いに思いやり、尊重し合う。それから命や人権を大切にす態度を育成する。それから友情の尊さや生きることのすばらしさや喜びなどを重視しております。特に人権教育の関係。先ごろも人権学習の強調月間ということで、集中的に取り組んでいるところでございます。それから、あとは道徳の授業の中を中心に年間カリキュラムを組んで学んでいます。

また、日々の集団の体験の中では、仲よくなるゲームをしたり、それから大縄跳びですね、協力して大縄跳びをしているわけですが、その中で失敗したときに失敗が許されるような雰囲気づくりをみんなで考えたりしてるといふことです。よりよい人間関係をつくって、落ち着いていられる場所、居場所づくりですね、居場所づくりに努めてます。

子供たちが取り組んでいるといふことで、そういった子供の条例的なものを自分でつていふことは今ないわけですがけれども、先ほどの中学校での生徒会で決めて、生徒手帳へ、そういった1人で悩まないでといふような項目をつけ加えたりしてのも一つの取り組みではないかといふふうに思ひます。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） では、次の学校と児童館などの連携についてお聞きします。

学校から離れ、先生が目が届かないところで、子供たちのまた違った一面を見る

こともあるのではないのでしょうか。そういう意味で、児童館や児童クラブなどでいじめが発覚する場合もあると思います。学校外の機関との連携を密にとっていくことも大切だと考えますが、児童館などの連携はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（古越 弘君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 2つの児童館、3つですか、3つの児童館ありますけれども、やはり、小学校低学年等は児童館へ行くことが多いわけです。その中の連携でございますけれども、まずは児童クラブに加入している、いわゆる留守家庭といいますか、家族の関係なんかでは、いじめに限らず、虐待の防止、それから子育ての支援など、さまざまな面で密接に連絡をとったりして、連携を図っております。

例えば、南小と大林児童館、平和台児童館では、2カ月から3カ月に一度、校長、それから教員とそれから町民課のこども係の職員、それから児童館の職員で連絡会を設けて対応をしております。それから北小学校では東原児童館ということになりますが、常時、教頭、それから館長がお互いに連絡を取り合っております。その中で情報を交換、共有しながら対応しております。今後についても、学校と児童館で日常的な連絡、それから情報交換を密接にして、放課後を含めた子供の健全育成の充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） いじめが原因で不登校になったり、また、ひきこもりになったり、精神的な病になったりすることが少なくありません。早期発見、早期解決ができるように、今も児童館ともしっかり連携をとっている、家庭とも、保護者とも連携をとっているというようなお話もありましたが、学校、家庭、地域が連携をして、子供たちが安心して学校生活を送れるように、さらにしていただきたいと思います。

では、2番目の内部障害者に優しいまちづくりの質問に移ってまいります。

12月3日から9日までの1週間は障害者週間であり、各地で障害のある人の社会参画を促すための啓発活動が行われています。

内部障害は、心臓や腎臓、肺など体の内部に障害があり、外見からではわかりにくく、障害への社会的理解が余り進んでおらず、内部障害というハンディがまだ十分に認識されておられません。内部障害者は2006年度の調査で全国に107万人に上り、障害者全体の3割を占め、前回2001年度の調査より26%もふえてお

ります。見ただけではわかりにくい内部障害者の方は、バスや電車の優先席に座っていると冷たい視線を浴びることもあったり、買い物をするとき、出入り口近くの駐車スペースに車をとめたいけれども、車椅子マークの身体障害者用の駐車場にはとめづらいなど、利用をためらう状況もあります。

そこで、内部障害者らでつくる内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるNPO法人ハート・プラスの会は、身体内部を意味するハートマークに思いやりの心をプラスした身体内部障害者をあらわすハート・プラスマークを独自に作成しました。ちょっと大きくしてきたんですが、こちらのようマークであります。

そして、内部障害者の存在を視覚的に示し、社会的理解の拡大を目指し活動が進められております。また、国政において、2005年2月の衆議院予算委員会で、国会で初めてハート・プラスマークが紹介されたことから、自治体でもさまざまな支援策が行われるようになりました。

福岡市では、市内の内部障害者を対象に、ハート・プラスマークが印字されたカードとバッチの無料配布をしています。カードやバッチを他人から見える場所につけることで、公共交通機関の優先席に座りやすくなります。これとあわせて、市営地下鉄の全ての優先席にも同マークのステッカーを張り、市街地などに同マークを周知するポスターを張るなど、啓発活動が進められています。

また、長野県内では松本市がカードの配布を行っています。当町でも、内部障害者の方の障害についての理解が進むように、そして、安心して生活ができるように、内部障害があることをあらわすハート・プラスマークの携帯用カードの配布をしていただきたいと思いますと考えますが、お考えをお伺いします。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

ハート・プラスマークは、内部障害、内部疾患というハンディが一般的にはまだ十分理解されていないことから、その存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするために、身体障害者用の車椅子のマークのようなものがあつたらよいという思いから生まれたマークであると認識しております。

当町の身体障害者手帳所持者は11月1日現在で590名で、うち内部障害者は145名という状況でございます。身体障害者手帳を取得された方で身体障害者福

社協会に加入されている方は、障害の部位にかかわらず、障害者のための国際シンボルマークの車椅子マークのステッカーが購入できますが、議員がおっしゃられるように、内部障害、内部疾患のある方は、外見からはわかりにくいため、誤解を受けることも考えられます。今後、内部障害者の手帳取得者にはハート・プラスマークを案内していきたいと考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 今、内部障害の方には、手帳を渡すときに案内をしていくというお話があったわけですが、これは案内だけで、カードは、そのハート・プラスマークのほうから購入していただきたいということでしょうか。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

このハート・プラスマークでございますが、先ほど池田議員からもお示しされましたけれども、インターネットから、これはすぐ印刷できるものでございますので、個人で行っていただくか、もしくは、希望がある方にはこちらで出してお渡しすることも可能ですので、対応させていただきます。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 町内では、車を利用することが多く、公共交通機関を使うことは少ないと思いますが、優先駐車場を使うときには、携帯用のカードを身につけていれば、周囲の方の視線を気にしないで利用ができると思います。

私は以前、マタニティーマークのキーホルダーをつけた妊婦さんが町内の銀行のキャッシュコーナーで順番待ちしているのを見かけました。まだ、お腹が目立たなく、マタニティーマークをつけていなければ、妊婦さんだとわかりません。しかし、妊婦さんだとわかると、順番が早く来るといいなどと自然に気にかけていました。マタニティーマークの普及により、妊婦さんへの周囲の方の配慮や理解が進んだのではないかと思います。内部障害者への理解を進めるためには、ハート・プラスマークの普及促進も必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 現在、役場、エコールみよた、保健福祉課の駐車場に障害者用駐車場を設置してございますが、今後ハート・プラスマークの設置について

も検討してまいりたいと考えております。

担当課としましては、今後も第4次長期振興計画における基本構想である福祉、保健、医療の充実を図り、希望と安心の持てるまちづくりの実現を目指すために作成した第4期町障害福祉計画に沿って、ノーマライゼーションの社会の実現に向けて、町民の共通理解を推進していきたいと考えております。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 次に聞こうと思っていました駐車場の件についてお話も少し入っていたんですが、改めて駐車場の件について質問をさせていただきたいと思います。

現在の当町の公共施設の出入り口付近には、車椅子マークの障害者用の駐車場があります。車椅子マークは、特に車椅子を利用する障害者の方が使用するのを限定しているのではなく、全ての障害者を対象としております。しかし、内部障害者の方は、外見からでは障害がわかりにくいため、車椅子マークの駐車場にとめづらく、駐車場が混んでいるときには車を遠くにとめて歩かなければならないこともあります。心臓や肺に病気のある内部障害者の方の中には、長い距離を歩くことが不安な方もいらっしゃると思います。愛知県北名古屋市では、ハート・プラスマークができて間もない2005年12月から、住民の体力づくりの拠点施設に健康ドーム出入り口付近に車椅子マークの障害者用駐車場の横にハート・プラスマークの内部障害者専用の駐車場を設けています。

また、近隣では、軽井沢町の図書館を併設する中軽井沢駅の駐車場には、内部障害者のハート・プラスマークなどが入りました、このような4つのマークが入った優先駐車場が設置をされております。身体障害者、内部障害者、妊娠の方、妊婦さんですね、けがをされている方が優先に利用できるように配慮がされております。この4つのマークの入った駐車場は、思いやり駐車場とも言われています。当町でも、ぜひ、心臓や肺など体の内部に障害のある方が気兼ねなく、施設の出入り口近くに駐車ができるように内部障害者専用の駐車場や思いやり駐車場を設置していただきたいと思いますが、改めてお伺いいたします。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、やはり、障害者、高齢者、妊娠をされている方、ハート・プラスマークを必要とされてる内部障害の方、そちらについても、やはり、今後必要な方たちでございますので、先ほどから

池田議員がおっしゃっているハート・プラスマークの設置については、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 前向きに検討していくということではありますが、町内や近隣市町にあるスーパーなどでは、車椅子マークの駐車場に、最近では、カラーコーンや立て看板に内部障害者や高齢者、妊婦などの方のマークを入れて置いてあるところもあります。ちょっとインターネットで調べてみますと、カラーコーンにつける、このようなマークですと、三千五、六百円で購入できる、1枚三千五、六百円で購入できるような感じでありましたので、ぜひ、まずは今ある車椅子マークのところに、このような、わかりやすい思いやりのあるマークの入った立て看板を立てていただくことは、すぐにできるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 町内でも、やはり、スーパーの駐車場等でも見かけておりますので、保健福祉課の駐車場につきましては、そういった方が利用されるのが頻度も高い部分ですので、業者のほうにも確認をしながら、理事者とも相談をしながら前向きに検討し進めていきたいと思っております。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） ハート・プラスマークができて、国会で紹介をされ、10年以上が経過をします。しかし、まだまだ内部障害をあらわすマークであることが知られておりません。徐々に自治体で導入が進む中、町民の方も目にする機会もあるのではないのでしょうか。しかし、そのマークを見ても、何をあらわしているマークなのか、知らない方も多いように思います。まずはハート・プラスマークが内部障害をあらわすマークであることを知っていただくことが内部障害者への理解を進めることにつながっていくと思います。ハート・プラスマークの周知をしていくことも必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議員がおっしゃるように、確かに周知をしなければ、何のマークがわからないということがございますので、今後もその周知につきましては、広報等考えながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） ぜひ、ホームページなど、載せている自治体も多くありますので、広報等いろいろな周知の方法はあると思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

日常生活を送る上でさまざまな誤解を受ける場面が多くある内部障害者の方への配慮や理解が進み、安心して暮らすことのできるまちづくりをしていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、通告3番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。

通告4番、奥田敏治議員の質問を許可します。

奥田敏治議員。

（5番 奥田敏治君 登壇）

○5番（奥田敏治君） 通告番号4番、議席番号5番、奥田敏治です。

質問に入る前に、通告書の訂正をちょっとお願いしたいと思います。

4ページ、件名のところで、「軽度認知症について」となっていますが、その「軽度」を消していただきたい。さらに、発言の要旨のほうの1番のところも同じように、「軽度」を消していただきたいと思います。そうじゃないと、中身がちよっと狭まってしまう……。

○議長（古越 弘君） この際、暫時休憩します。

（午後 2時15分）

（休 憩）

（午後 2時21分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

奥田議員に一言申し上げます。

通告の形で出ておりますから、このままだおりの質問をお願いいたします。

以後、こういうことのないように十分気をつけていただきたいと思います。

奥田敏治議員。

○5番（奥田敏治君） 私の軽率な態度で皆さんに迷惑かけたことをおわびいたします。

今回の私は認知症対策について、当町での取り組みはどうなっているのか伺いたいと思います。

認知症は、お年寄りの5人に1人ぐらいの割合で発症すると言われていています。先日NHKで認知症についての番組がありました。軽度の場合は、投薬やトレーニングなどがうまく機能すれば、症状の改善や病状の進行をおくらせることができるそ

うです。

町では、高齢の方々に毎年アンケートを実施し、その回答により、ブラッシュアップや介護予防事業などに参加を促したりしています。これらの取り組みは、県内では進んでいる自治体だとは思いますが、これから先のことを考え、幾つかの質問をさせていただきます。

町では、認知症の方をどのように把握しているのですか。まず、お聞きします。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

町では、どのように認知症の方を把握しているのかということですが、チェックリストを皆様に配布して、その中で認知機能が低い方を把握するというのもございますし、やはり、家族からの相談、そして地域の民生委員さんからの相談等ございまして、地域包括支援センターに情報が入ってきますと、その時点で職員が訪問等をして状況把握をしております。

○議長（古越 弘君） 奥田敏治議員。

○5番（奥田敏治君） 次に、町内に認知症と診断されている方は65歳以上で何%ぐらいなのですか。また、その中に軽度の方は含まれているのですか。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 申しわけないんですけども、認知症の方がどのくらいいるかというのがしっかりした数字というのはなかなかあらわせないんですね。というのは、やはり、介護保険の方の中で認知症を患っている方というのはこちらでも把握、介護保険を使っている方は把握できるんですけども、そうでないと、なかなか介護保険には結びついてなくて、医療のほうでといっても、認知症ということで出てくる場合と、やはり、高齢期の鬱病みたいな形で初期は出てくる場合もございますので、ちょっと数値的には、ちょっとここではお答えできませんが、申しわけございません。

○議長（古越 弘君） 奥田敏治議員。

○5番（奥田敏治君） 若年性認知症の方はどれぐらいおられるのですか。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 若年性認知症の方については、現在、やはり先ほどから

申しております介護保険にサービスを受けてる方はお答えできるんですけども、そうでない方もいらっしゃるの、何ともちょっと申し上げられないんですけども、介護保険申請者の中で年齢的に若い方、また進行が早い方、そういう方たちがどのくらいいるかというのは、ちょっとここでは、数値的にはお答えできません。

○議長（古越 弘君） 奥田敏治議員。

○5番（奥田敏治君） 次の質問に入ります。

認知症サポーターという言葉を先日テレビで聞きました。この認知症サポーターについて、町では今現在どれくらいおられるのですか。また、その人たちはどんな活動をしているのですか、伺います。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

認知症サポーターについてでございますが、厚生労働省は、認知症になっても安心して生活ができる地域づくりのため、認知症を正しく理解し、地域において本人や家族のよき理解者となり得る認知症サポーターの養成を平成17年度から開始しました。ことしの1月27日には、国家戦略といたしまして、関係省庁と共同で認知症施策推進総合戦略、これは新オレンジプランと申しますが、策定されておまして、その中で、平成29年度末までに800万人の認知症サポーターの養成と活動を支援することとしており、9月末で650万人が既に養成されております。当町においては、今まで35回の養成講座を開催し、1,912名の養成をしてきており、県の養成率5.9%に対し、当町は12.6%と比較的進んでいる状況でございます。

また、社会福祉協議会の協力のもと、中学3年生を対象に毎年養成講座を開催し、通学途中での徘徊者の声かけと見守りのできる取り組みも行っております。

今後さらに住民が一丸となって認知症の予防、そして、認知症になっても地域で見守り、暮らし続けられる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（古越 弘君） 奥田敏治議員。

○5番（奥田敏治君） 次の質問に入ります。

認知症の方の介護度が低いように感じられています。町では認知症の人を一一失礼しました。一般的に認知症の方の介護度が低いと思われまので、このことについて伺います。

前に6月議会の際に、市村議員の質問に対し、要介護度というのは障害の程度ではなく、介護の手間を図る指標であり、寝たきり度と認知度は障害の程度を図る指標であり、内容については検討する旨の答弁がありましたが、今どようになっているのか、お聞かせください。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

介護認定につきましては、全国一律の基準で実施されている認定調査と主治医の意見書をもとに専門職が会議を行い、要介護度を決定することとなっております。

要介護認定調査は、やはり、先ほども議員の質問にありました介護の手間を評価するもので、74項目という多くの調査項目があり、移動、食事、排泄、着がえなど、具体的な生活動作に介助が発生していると介護の手間に反映され、介護度が重度になるという特徴がございます。軽度認知症の方に関しましては、やはり、物忘れや同じ話の繰り返しへの対応などの手間は手間になっておりましても、食事や排泄などの生活動作が自立している方は介護度に反映されにくいのが現実です。認知症状のある方の調査を行う際は、必ず家族に立ち会っていただき、場合によっては、本人がいないところで普段の状況をしっかり聞き取り、また、施設の職員にも確認を行った上で、その方に必要な介護の手間をしっかりと評価し、調査表を策定するよう心がけております。

また、軽度認知症の方は、病院でともしっかりとした受け答えをすることも多く、医師によっては、本人の認知症状を意見書に記載できない場合もあります。専門医が意見書に記載することも重要であることから、専門医の受診につなげ、本人の認知症状をしっかりと医師に伝えた上で、記載をお願いしていただくこともございます。

今後、認知症の方、軽度の方も含めてでございますが、ふえることが予想される中で、適切な要介護認定によりまして、適切な支援を受けることが非常に重要となってきましたので、今後とも調査員の資質の向上を努めてまいりたいと思っております。

○議長（古越 弘君） 奥田敏治議員。

○5番（奥田敏治君） 最後に、物忘れやちょっとした異常行動を家族の方がお気づきになったら、早目に包括センターなどに相談できるように、やまゆりなどを活用して、

PRに努めてほしいと要望して、私の質問を終わります。

○議長（古越 弘君） 以上で、通告4番、奥田敏治議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午後 2時34分）

（休 憩）

（午後 2時47分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告5番、小井土哲雄議員の質問を許可します。

小井土哲雄議員。

（7番 小井土哲雄君 登壇）

○7番（小井土哲雄君） 通告5番、議席7番、小井土哲雄です。

前段でちょっとお話も用意してありましたが、取りやめまして、通告どおり進めたいと思います。

1件目ですが、保健福祉課と保健センターの今後はということであります。

新庁舎建設に当たり、保健福祉課は新庁舎に移転となる予定ですが、移転後の活用も時期的に懸念されるところであります。そこで、老朽化した商工会に賃借など手法は後々としまして、有効活用されるべきと考えますが、町はどのように考えておられるのか、お聞きします。あわせて、保健センターの今後はどのようにお考えかもお聞きしたいと思っております。

前回になりますが、9月の定例会で、新庁舎建設にかかわるこれまでの進捗状況と今後の流れについてお聞きしました。

前回の時点では、11月より蒸留施設倉庫の解体工事が始まる予定でしたが、この間聞きましたら、12月に着工と少しずれ込んでおるようです。また今休憩時間にちょっとお聞きしましたら、もう少し延びそうだというようなお話でございました。いずれにしても3月末までの造成工事ということになるかと思えます。いよいよ本格化して、着々と準備が進んでいるようでございます。

そんな中、9月の定例会に商工会より、新庁舎に商工会が入ることができないかと請願がございました。しかしながら、反対多数ということで採決とはなりませんでしたが、そこにはそれなりの理由があるかと思われます。その件につきましては、この場では触れず、今後の方向を探りたいと思っております。

今後、新庁舎建設に向かい着々と工事が進行する中、冒頭申し上げたとおり、保健福祉課と保健センターの移転後の有効活用が気になるところですが、一つの考えとして、老朽化し、今後が心配される商工会館の移転を視野に入れ、その有効活用として活用できないものかとの質問となります。多分ではありますが、時期的に先のごことはまだ町としても考えは持っていないかと思われませんが、今後に不安を抱えています商工会に安心できるような答弁をいただければと思いますが、町の考え、方針はいかがなものか、お知らせください。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えさせていただきます。

ただいま小井土議員のお話のとおり、ただいま解体工事の設計が進んでおりました、これの予定が7日までということになっております。そういう中で、若干おくれた理由は、当初解体設計のときよりもダイオキシンの含まれる建物等の調査箇所がふえてしまいましたもので、解体工事の設計の関係がおくれてまいりました。そういう中で、いずれにしても今月中に解体工事の発注を行いまして、来年3月までには解体を終了させる予定で進めております。その後、造成工事を4月に着工しまして、7月の竣工を目指して行ってまいりたいと思います。

なお、これと並行しまして、平成28年3月までに実施設計を行いまして、本体工事は平成28年8月ごろより行う予定で現在進めております。

さて、御質問の保健福祉課と保健センターの新庁舎移転後の利用方法については、現在検討を始めてございません。なお、商工会よりは、本年5月22日に町のほうにも陳情書が提出されましたけれども、地方自治法の第238条の4、ここには行政財産の管理及び処分ということがございまして、ここの趣旨に反するという判断をすることとなりまして、新庁舎への併設はお断りをいたしてございます。いずれにしましても新庁舎の建設の段取りが完了するころには検討を始めてまいりたいと思いますけれども、御心配の商工会館については、町とすれば白紙の状態では現在臨んでおります。御推察のとおりでございます。そういうことの中で、今後また白紙という状況ですから、マイナスではございません。プラスでもございませんけども、ゼロスタートと考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 時期的な部分で、この質問はそういう答えかなってことは予測はしておりましたが、いずれにしても、長く続く不況の中、中小企業の最大の味方である商工会に融資のお話ですとか、多くの方が相談に来ているようです。そんな中、相談室もなく、プライベートが守れない状況では、商工会本来のサービスが提供できないこととなり、結果として相談に行きづらい状況をつくり上げ、中小企業者のためにならない。それはあってはならないことかと思っております。白紙ということでございますが、考え方によれば、ということは、年が明けて、3月議会になりますか、6月議会になりますか、わかりませんが、新たに保健福祉課あるいは保健センターが移転されることが事実なところなんです、改めて商工会から陳情なり請願がございましたら、前向きに考えるというとり方でよろしいでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

今、小井土議員のほう、またそれについては多分恐らく議会のほうにも、そのようなものが出てくるんであろうというふうに想像します。そのときに同じように町にも出てくるのかなというのは思いますけれども、今も申しましたとおり、間違いなく保健センターと保健福祉課の建物について空いてございますけれども、そこについてどういう活用をするかという話はまだ一つも検討を始めてございませんので、小井土議員の納得はいかないかもしれませんが、前向きには考えておりますけれども、ゼロだということをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） さきに申し上げたとおり、この質問に関しましては、私といたしましても答えがいただけるには時期的に実のところ思っておりません。あくまでも今後商工会からの請願、陳情という手続になるかと思っておりますが、文書として残し、私どもが知らないところで、ほかの計画が進むようなことはないかと思っておりますが、商工会移転に対しましての布石と捉えております。よい方向に向かっていただきたいと思っております。

この質問は布石なので、これで終わります。

2問目へ入ります。件名として、遊休農地、耕作放棄地の台帳はということでご

ざいます。

当町においても農業に携わる方々の高齢化あるいは担い手不足により利用されない農地が増加していると思われます。その菌どめと解消に行政が深く関与すべきと考えます。これまでの経緯と今後の方針をお聞きし、さらに台帳が有効利用されているか疑問であります。そのあり方をお知らせいただきたいと思います。

遊休農地あるいは耕作放棄地という言葉が使われるようになり、果たして、どれくらいの年月が流れたのでしょうか。当たり前には耳にして聞き流している現実を農業に関しましては全く素人の私でございますが、この状況に危機感を強く感じているところでございます。遊休農地ですと一定の理由があり、また農地を休ませているとも、一般的かはわかりませんが、私なりには解釈いたします。耕作放棄地あるいは荒廃農地と耳にしますと耳ざわりがよくないと感じるのは私だけではないと思います。また、耕作放棄地ですとか、荒廃農地と聞くと、農地に対して、とても失礼な言い方と感ずるところですが、使用されないもったいない土地であることに違いはございません。いずれにしても、高齢化あるいは担い手不足により利用されない農地が増加する中、その解消には農地中間管理機構が大きくかかわってきているかと思います。農林水産省の農地中間管理機構、こちらのホームページを見ますと、この20年間で耕作放棄地は約40ha、滋賀県全体とほぼ同じ規模に倍増し、担い手の農地利用は全農地の5割とあります。御代田町におきましても例外であるはずがなく、年々使用されない、いわゆる遊休農地が増加していると思われます。

質問に先立ちまして、農地中間管理機構につきまして、ホームページを私なりに目を通したところですが、農業従事者の皆さん、また農業に関心のある方は御存じかと思いますが、この管理機構につきまして、どのような機構か、この質問をテレビ等で見聞きする方たちにわかりやすい説明を簡単に紹介していただければと思います。あわせて、耕作放棄地、遊休農地、荒廃農地とはどういう違いがあるのか、その定義もお知らせください。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、初めに、農地中間管理機構について御説明をさせていただきます。

全国の農業の現状につきましては、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など

で、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない地域が多く存在しているような状況にあります。こうした状況の中、耕作放棄地の減少や農業の競争力強化、担い手への農地の集積・集約化等を促進するために都道府県ごとに農地中間管理機構を創設することになりました。長野県では平成26年7月、公益財団法人長野県農業開発公社が農地中間管理機構の指定を受けまして、市町村と連携する中で農地中間管理事業を実施することになりました。これによりまして、これまで相対で貸し借りをしていたり、農協が仲介者となりまして、農地の貸し借りを行ってきましてけれども、加えて、農地中間管理機構においても役割を担えるようになったところがございます。

機構が借り受けることができる農地でございますが、農業振興地域内の農地となっておりまして、利用が困難な農地ですとか、貸し付ける可能性が著しく低い農地などについては借り受けできないこともございます。機構が借り受けた農地につきましては、担い手であります認定農業者、認定就業者、あるいは集落営農法人等、人農地プランに位置づけられました農業者に貸し付けられることとなっております。

貸し付け期間ですが、当初機構では10年以上となっておりますが、来年1月、28年1月からは、5年以上の期間に変更されることとなるなど、より使いやすい制度となるよう改正も行われているところであります。

それと、遊休農地等の用語の定義でございます。こちら御説明をさせていただきます。

「耕作放棄地」でございますが、こちら農林業センサスによります統計上の用語とされておりまして、以前耕地であったもので、過去1年以上作付がされず、この数年の間に再び耕作する考えのない土地を言うものであります。

それと「遊休農地」でございます。こちら農地法における定義となっておりますが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地でございます。その農業上利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べまして、著しく劣っていると認められる農地ということで、1号遊休農地、2号遊休農地に区分をさせていただきます。

それと、「荒廃農地」でございます。こちら現地調査におきまして、毎年行われます荒廃農地調査におきまして、定義をされている用語となっております。現に

耕作に供されておらず、耕作の放棄によりまして荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可となっている農地を言っております。こちらもA分類、B分類などというようなことで、先ほどの遊休農地と同じように再生利用が可能な荒廃農地、あるいは再生利用が困難と見込まれる荒廃農地ということで分類がされているところでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 耕作放棄地、遊休農地、荒廃農地、定義説明いただいたんですけど、何か罪名を聞いているように思えますね。耕作放棄地のほうがまだ畑に戻る軽い刑と申しませうか。遊休、荒廃農地のほうが何か重い刑に感じたところでございます。そういう言葉って、本当はないほうがいいんでしょうけど、実際のところ、そういう国の方針として、取ってつけたような言い方になるかもしれませんが、先ほども述べたとおり、農地に本当に失礼な言葉だと思いますけど、あえて、この言葉を使いながら進めなきゃいけないかとも思っております。

中間管理機構の窓口として、産業経済課内の農政係が当たっているかと思いますが、実際のところ、遊休農地解消について、どのような指導をされてきたか気になるところでございます。さきに、私も担当課におきまして、中間管理機構についてお話を伺ったときにもらった資料がございますが、それと違った、違うっていうか、中身は変わらないんですが、こういうこと言ってくれるんだろうなと思ってましたら、そういう求めるものが抜けちゃっていて、ちょっとやりづらい部分あるんですけど、こちらに資料ございますから、それと照らし合わせて進めていくところですが、農地中間管理機構の役割の説明で、業務の一部を行う委託契約を御代田町農業再生協議会と結び、農地中間管理事業を実施してきたようでございます。それは私がいただいた資料の中にあるんですが、この資料を見ますと、平成26年7月の農地中間管理事業実施から農地の出し手は3名1haにとどまっており、現在のところ、農地中間管理権を設定した農地はないという資料をいただいております。そして続きまして、農地の借り受け希望者は、個人、法人合わせて8経営体あり、借り受け希望面積は約30haとなっているところでございます。そして、方針として、今後さらなる事業の周知、推進ということもうたっております。確かにそのとおりで、機構の思惑にあるように、貸し手と借り手のマッチングを積極的に行うべき

でしょうが、現状では貸し手が1 haでは、借り手、要するに農地を求めている方からすると、全く農地が足りない状況となります。その手助けが農地中間管理機構であり、御代田町農業再生協議会、窓口は農政係が中心となっているかもしれませんが、この危機感の中、この現状を打破し、より活力ある農業に導く必要性も強く感じているところでございます。

そこでお聞きいたしますが、担当課でいただきました、この農地中間管理事業、このパンフレットに経営転換協力金とありまして、交付対象者及び要件で、機構へ10年以上農地の貸し出しを行った農地所有者で、かつ機構が当該農地に貸し付けたときの対象ということであり、交付単価であります。貸し付け面積が0.5 ha以下で一戸30万円、0.5 ha超2 ha以下が50万円、2 ha超が70万円とあり、注目すべき点は注意書きに遊休農地の対象者は対象外であります。これは遊休農地ですから、即座に農地として利用できないという解釈かと思えます。私が一番聞きたいことは、遊休農地の解消であることからしますと、農地の集積・集約化も必要な事業であることはもちろん理解しますが、私が思うには、この事業は遊休農地解消につながる希望ある事業かと思っていましたが、捉え方によれば、当町の抱えている問題からすると、どうもそうでないような感じ方もできるところでございます。すごく広いエリアで畑があったり、田んぼがあったりしているところを集積・集約し、コストの削減を目指すようですが、当町として、どのような場所がまずその候補になるのか、この件をお聞きしたいと思えます。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

小井土議員のおっしゃるとおり、広い面積のところを集約できることが一番理想であるというふうに考えております。現状町内見ますと、まだまだ元気な後継者がいたりというところで、構造改善されているようなところにつきましては、そういった状況、後継者が大勢いるような状況でございます。今、県のほうともいろいろ相談等をさせていただいている候補地が1カ所ございまして、こちらにつきましては、小田井の圃場田のところでございます。現状、大分高齢化が進んでございまして、後継者の方も非常に少なかったり、あるいは兼業農家で、なかなか農作業ができないといった方も多くおられる状況でございます。そういった中で、県の普及センターのほうとも、管理機構のほうとも相談をする中で、まず、この小田井の圃場

田のほうをモデル事業として、御代田町の第1回のこの集約ができないかっていうことで、検討を開始しているところでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 今、小田井の圃場田という答弁で——こっち向いて。（「はい」と呼ぶ者あり）圃場田という答弁でしたよね。（「はい」と呼ぶ者あり）済みませんが、私本当に素人で、圃場田というと田んぼじゃないんでしょうか。私、素人なもので、ちょっと教えてください。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） 小田井のこっちから行きますと、農協のライスセンターのある田んぼのあそこの一帯のところでございます。よろしくお願いします。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 私が聞いているのは、もちろんこれも農業ですから、同じくくりの中へ入るんですが、畑のほうを今ちょっと聞きたいとこなんですけど、いずれにしても、ライスセンターから過ぎた両サイドといいますか、あそこはもう構造改善というんですか、できて、すばらしい集積・集約できてるように思われるんですが、あそこをこれ以上何をするんだらうっていう感覚があるんですけど、それは今回お聞きする方向とちょっと違いますから、それは何か考えちよるようなんですけど、またそのときといたしまして、農地中間管理事業は、今も課長おっしゃったとおり、大きな農地同士をさらに使い勝手よくするように集約する事業かと思いますが、実際のところ、当町で大きな畑を所有しておられる方はしっかりとした経営をなさっていますので、機構に貸し出すことはないかと思えますし、あったとしても、個人個人の話し合いで先に決まってしまうのが現状かと思えます。

そこでお聞きしますが、先ほども申し上げましたが、貸し手が1haでは借り手とのギャップがあり過ぎる中、小さな農地と隣の農地、この間にはあぜと申しますか、畦畔がございます。この畦畔を取り除き、畑を大きくし、機械が入り、作業がしやすい状況をつくり出す補助制度はないものかと感じますが、そこには土地所有者同士の話し合いがもちろん必要となります。機構の目標では、今後10年間で担い手農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現、いわゆる農地の集積・集約化によるコストの削減を求めています。注目すべき項目がございます。インターネット

トで調べますと、これは農地中間管理機構のホームページで、物すごい量なんですよ。私も全部コピーするほど元気がなくて、ところどころ、コピーして読まさせていただきました。この中にあるんですが、注目すべき項目ですね。農地中間管理機構は、必要な場合は基盤整備等の条件整備を行い、担い手、要は、要するに法人経営、大規模家族経営、集落経営、企業がまとまりある形で農地をできるように整備をして貸し付け、このようにございます。まさに当町に当てはまる考えかと思いません。といいますのは、一反歩300坪では小さいと感じる農家も多い中、隣接の畑と折り合いをつけて、畦畔、要するに土手をなくし2反歩となれば、それこそ基盤整備を行い、まとまりある形の農地利用になると考えます。この辺のところは整備対象になるのか。構造改善事業的な国の補助事業はないのか、お聞きするとともに、もっと小さな畑同士の一体化もできるような仕組みはないものか、お聞きします。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

小井土議員おっしゃっております基盤整備事業等の案件でございますが、済みません、ちょっと私も補助事業名ですとか、そういったものについて、資料をこの場に持ってきておりませんのでお答えすることできないんですが、国・県の事業としまして、そういった事業のメニューはあるというふうに私のほうでは認識をしてるところであります。

また、小さいものの、そういった基盤整備っていうんですか、そういったものについては、ちょっと私、ちょっと存じておりませんで、申しわけございません。この場でお答えできません。申しわけございません。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 事業名はどんな事業名でもいいんですけど、本当によく調べていただいて、そういう要は、管理機構は大きなもの集約・集積っていう部分ですけど、御代田町的には本当に小さい、猫の額って言うと失礼かもしれませんが、隣も小さい畑であれば、そういう畦畔が仮になくとも畑としては十分機能するものだと感じております。やはり、御代田町的にはそういうところから始めるべきじゃないのかなっていう感じがしております。そういう事業があるとすれば、実際農業関係者、このきょうの質問なんかをテレビ西軽さんを見るとか、聞くとかして、いい話だなんて思う方も多分大勢いらっしゃるんじゃないでしょうかね。ただ、ど

ういう補助事業なのか、ちょっと答えはいただいておりますが。

もう1つ、その奥の話になりますが、それにはもちろん当然、測量、登記というものがかわってきますよね。また、小さいものを大きくするっていうすばらしい事業になるかと思うんで、これこそ町独自で補助制度を整備し、全額ってわけいかなかもしれないけども、測量あるいは登記料のどのぐらいを見ますよ。もし、お隣さん同士で話が済むようであれば、補助しますよってことになれば、いい話だな。畑広げて、さあ頑張ろうやって、お隣さん同士でそういう方向へ行く可能性は十分秘めていると思います。そういうものの集まりが集積であり、集約につながる事業だというふうに私は思っているんで、ぜひ、まず、そこからスタートしていただきたいと思いますが、ここで課長にね、そんな独自の事業をやりますという答えはもらえないのは承知、承知だけど、楽になってみて。どうですか。その事業をどう思いますか。私が提案する事業を。お願いします。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

御代田町の遊休農地と言われているところも非常にいろいろなところがございまして、平らで広い耕地面積があるところ、あるいは山間地での急な傾斜のあるところ、そういったいろいろな状況が考えられるかと思えます。そういった状況で、平らのところであれば、ある程度耕作に有効に使える面積も多くとれるのかなというふうに感じております。ただ、先ほど言いました急傾斜地、そういったところについては、なかなか有効な面積、耕地面積がとれないような状況にもなるかというふうに感じております。ただ、小井土議員おっしゃる事業の魅力としますと、いい事業ではないかなというふうには感じるところであります。

以上です。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） もちろん急なところもありますよ。でも、畑として利用なさっている方もいますからね。それがこんな急なところで下の土地となると段差が大きいから無理なのは承知。でも横の土地。横との土地であれば、現状畑であるんですから、横の土地と結ぶだけですから、不可能なことではないし、現状畑として利用されているんですよ。ですから、難しいっていうものの考えじゃなくて、現状は、私は明るい希望を持てる事業じゃないかと思っておりますが、ここまでお話した中、町長は、

この補助制度、農家の皆さんにはとてもありがたい補助制度かと思いますが、町長自身はどのようにお考えでしょうか。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 申しわけありません。今突然の御提案ですので、今国などの補助制度とかがどうなっているのかっていうことのちょっとわかりませんので、今お答えすることはできませんが、農地の集約化によって効率的な農業ができると、また農地の活用が広がるということになれば、そういう成果もあるかなと思いますけども。今、申しわけありません、私、農水省などで来て予算の説明をしていくんですが、基本的にはというか、御代田町で活用ができるいろんなメニュー出していただくんですけども、全部が大規模集約農業に係る補助でして、私も、こんなじゃ、我々のところの農業では活用できないよ、やっぱり、中山間のこうした傾斜のあるような小さな農地で家族農業とかしてるところに見合った事業、予算を組んでほしいという要望はしているところであります。ぜひとも調査をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 私ども町民建設経済の中の内容になるんで、また、これについては、そのたび委員会で、もっといい事業、事業っていうか、補助ないの、調べてくれ、調べてくれって、お尻をたたいて、何とかまとまって、逆にこういうことをしたい、町のほうで補助制度があれば、ぜひ飛び乗りたいっていう方たちが集まってくれることを希望しております。

通告の中にある台帳の部分に入りますが、通告文ではちょっとわかりにくいかと思います。一般的には、土地は誰が持ち主か調べるには法務局の土地、登記簿になるかと思いますが、何が言いたいかといいますと、図面上で農地台帳として、わかりやすく、現行作業が行われている農地と耕作放棄地、遊休農地、荒廃農地が一目瞭然で確認できることができれば、借り手からするとわかりやすいものとなることは当然であります。それこそ耕作放棄地対策の強化で、これは機構の中の考えにありますけど、耕作放棄地対策の強化で、農業委員会は所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとするなど、手続の

大幅な改善、簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図るとあります。このようなことから、わかりやすく確認できる台帳がまず存在するのか、これから始めなければなりません。全国農地ナビ、4月よりインターネットで見られるようになりました。全国の農地の確認はもとより、遊休農地の確認、それこそ管理機構の進める農地の貸し手もわかるシステムとなっております。

これも農地情報公開システムの概要、通称全国農地ナビってということでインターネット調べますと物すごい量のデータがございます。御存じの方もいるかと思いますが、まず、その台帳の存在っていいですか、と現状をお知らせください。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、遊休農地に関するシステムの関係につきまして御説明をさせていただきます。

遊休農地の確認については、毎年町で荒廃農地の発生解消に関する調査、こういったものを実施しまして、その結果につきまして、エクセル表において、1筆ずつ管理をしているところでございます。これとは別に町の農業委員会でも毎年農地利用状況調査、農地パトロールを行っております。その結果につきまして、役場内の農地台帳システムに反映をさせていただいてるところでございます。この農地台帳システムの内容につきましては、小井土議員おっしゃるとおり、本年4月から全国農業会議所によります農地情報公開システムの全国農地ナビが稼働になってございまして、インターネット上で農地の所在、面積、地目ですとか、農地利用以降、農振法、都市計画法との区分区域などの情報を見させていただくことができるようになりました。

また、遊休農地の情報につきましては、本年12月に行っております調査結果に基づいて、今後入力をする事となっております。来年年明けでなければ、まだ閲覧ができないこととなっております。

なお、インターネットでは、所有者、耕作者の氏名、住所等は公表されておられません。しかし、農地台帳の情報につきましては、産業経済課の窓口でも公表をしております。有料となりますが、所有者名、遊休農地の状況等が閲覧できますので、御活用いただければというふうに思っております。

それと、この農地情報公開システムでございますが、来年4月にシステムの改修が行われるという予定になってございまして、これからは随時更新が行えるように

なりまして、新しい情報が常に閲覧できるようなこととなるということで聞いております。このシステムにおきまして、遊休農地の解消ですとか、農用地利用集積の一助になるのではないかと期待しているところでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 担当課に行けば見られる状況、また、私も御代田町のところで見たんですけど、私の操作の仕方が悪かったのか、小さい画面で、私の老眼といいますか、だと非常にわかりづらいものでありまして、そういうものが台帳として、誰でもわかりやすい、ここ空いてるね、ここ借りたいねっていうような形で気楽に利用できる方向性が重要じゃないかっていう部分の質問なんですけど。また、随時、わかりやすく、また親切にそういう指導をしていただきたいと思います。今、お話もあったとおり、貸したい方は農業を放棄したっていいですか、って思われたくないから、名前はもちろん知られたくないかと思えますよ。ただ、逆にそうであれば、お隣の土地とどうですか、うまく畦畔取り除いて、もっと大きな農地でうちも活用したいんですかって声かける方ももちろんいるんじゃないかと思うんですよね。そのほうが機械も入って効率的だし、1反歩より2反歩のほうが作業はもちろんしやすいってことは誰でもわかることだと思いますから、いろんな部分につながることでございます。多分ですけど、借りたい方が、先ほどの話だと、8経営体の1haってことなんですけど、今後も空いてる農地ないですかっていうような問い合わせはいろんなところからあると思います。そのときに素早く対応できる、かといって、1haじゃ困るんですが、今、私が提案したような形であれば、仮にお休みしてる農地が2つあって、そこの畦畔取れば、使いたいっていう方も出るはずなんですよ。決して悪い御相談じゃないんで、そういうところを広めていただければ、農地が有効活用されるはずですよ。もう確信が持てます。そのような形を進めていただきたいと思います。

これは他町村になりますけど、行政とJAが非常にタイアップして、ここ農地空きましたよ、どうですかっていうような形で、すぐ紹介して、農地を遊ばせないっていう町村もあるのもお聞きしています。御代田町が農地パトロールということで農業委員会が行ってるようですが、別に農業委員会が仕事してないとか、そういう意味じゃなくて、だとすれば、もったいないな、ここどうだっていうような形を、

即座に進められるような形をとってかないと、どんどんどんどん荒廃して、下手を
すると樹木まで生えてしまって、使い道のいかない土地になってしまうんですね。
そういうことを解消するには、まず小さい農地を集めて、集めて、集めて、畦畔を
なくして、大きな農地に、使いやすい農地にしていくっていうことがとっても必要
だと思います。ぜひ、いい補助金制度ありましたら、見つけていただいて、また、
繰り返しになりますが、この質問を聞いて、見たり聞いたりする農業関係者の皆さん
におきましては、うちも隣とやりたいとか、できないは別として、窓口に、
いい話じゃねえか、やってもいいよっていうような形で、住民のそういう力がない
と、私がここで言っただけでは現実的にどうなるものかわかりませんので、同じ考
え方をお持ちの方は、今後もそういう形で窓口に相談に行ってください、活力あ
る御代田町の農業にしていっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（古越 弘君） 以上で、通告5番、小井土哲雄議員の通告の全てを終了します。

通告6番、徳吉正博議員の質問を許可します。

徳吉正博議員。

（4番 徳吉正博君 登壇）

○4番（徳吉正博君） 通告番号6番、議席番号4番、徳吉正博です。

私は、2件ほど質問をいたします。

まず初めに、町長が目指す町の未来像について。

さて、ことしも師走に入り、浅間山も雪化粧して、冬の到来を告げてくれていま
す。また1年間を振り返る時期となりました。

それでは、町長に質問いたします。

町長が目指す町の未来像の思いについて。この町の未来は町長の胸のうち一つに
あると考えております。役場新庁舎とその周辺の環境整備には、多くの町民が期待
をしています。そこで、役場新庁舎建設とその周辺環境整備について、町長の思い
をお聞かせください。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

まず、御質問の中で、この町の未来は町長の熱い胸のうち一つであるというお話

でしたけども、決して、そういうものではありません。もし、この町長という1人の人間の考えだけで進むとしたらば、それは恐らく独裁国家に類するものではないかと思われまます。私たちは、長期振興計画あるいは実施計画、この町の計画に基づいて、計画的な事業の推進、それから当然事業を進める上では健全財政ってことがついて回りますので、この2つのことを基本として進めるということでありまして、基本は、やはり、まちづくりは町民の皆様のご知恵と力を合わせて進めていくということでありまして、それにあわせて、職員の皆さんも心を一つに事業を進めるということが本来の流れであるし、そうありたいなというふうに思っております。

お尋ねの役場庁舎、新庁舎の建設とその周辺の環境整備ということですが、役場庁舎の建設につきましては、先ほど総務課長の答弁にもありましたように、若干いろんな問題もありながらも計画どおり進めるということで、着実に進めてまいりたいと思っております。

きっと、お尋ねの点はメルシャン跡地の役場庁舎建設のほかの場所というものを、土地というものをどのように活用していくのかというお尋ねなのかというふうに思うんですけども、大体メルシャン跡地の3分の1が役場庁舎の新庁舎の建設のための土地として活用されますので、3分の2は他の活用ということでありまして。このメルシャン跡地につきましては、以前から申し上げたかと思っておりますけども、そもそもメルシャンが美術館を閉館として、それを他の企業に売却するという話の中で、町としては、町の中心部でもあり、文化的なゾーンでもあり、また景観的にもすぐれた場所であるので、現在の、その当時のメルシャンの景観でありますとか、利用方法に、主には美術館の活用のようなこともお願いをして、メルシャンにはお願いして、メルシャンがそうした方向で取り組んでいただいたわけですが、なかなか美術館の運営その他に取り組んでいただく企業が見つからないということで、最終的には町が購入するということになりました。

役場庁舎の建設に当たっても、メルシャン跡地という非常に景観のすぐれた、自然環境に恵まれた美しい内容になっておりますので、それを残してほしいという町民の皆様のご声も一部にはお聞きをしております。したがって、町としましては、この周辺の環境整備、つまり残されたメルシャン跡地の土地につきましては、当然文化的な活用ということを目指すとともに、現在ある風景であるとか、景観というものを最大限残した中での活用という方向性というものをきちんと持っていく必要

があるというふうに考えております。

現在、私どもの考え方としましては、当然その土地を売却して、それが町の観光の集客力であったり、財政的にも潤うとか、当然そうしたことを考えておりますので、現在いろいろな問い合わせもありますけども、私どもとしては、そうした文化的なゾーンとしての活用、それから現在の環境を最大限残す、生かすということを基本として、当然進出してくる企業については、その企業の理念あるいは資本力、将来性、さらに集客力というような総合的な視点で、この土地の活用というものを、これもゆっくりしてるわけにもいきませんので、早急に取り組んでいきたいということで作業を進めてるところであります。

以上です。

○議長（古越 弘君） 徳吉正博議員。

○4番（徳吉正博君） また、ことしの春の町長選挙公開討論会で町長は、新幹線金沢までの延伸のチャンスをこの地域に生かす一つ的手段として、町に展示してある蒸気機関車を走らせることはできないか。実現不可能かもしれませんが、こうした町民の皆さんに明るい希望が持てるような提案をしていければと思っていますと発言をしています。この蒸気機関車D51が御代田町に展示していることを知らない町民は多くいます。御代田町は長野県内で指折りの人口がふえている町です。良好な自然環境を求めて、町外から多くの住民が移動してきています。提案として、町長の言う実現不可能かもしれませんが、まずは町を挙げての行動を起こしてはいかがでしょうか。蒸気機関車D51を役場新庁舎入り口庭園に移動して、新庁舎に訪れる人々の出迎え役として迎えることができないか。この機会に全町民、東京御代田会、各種団体、JRしなの鉄道、町内企業、全国の鉄道ファンに協力要請し、インターネットで、また町のホームページで紹介し、そして町長の底力で不可能を可能にするような町長の考えはないでしょうか、お知らせください。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 地方創生ということで、何か一般的なことではなくて、もう少し町としての特徴を生かしたものの一つとして、あの蒸気機関車が、例えば、しなの鉄道を走らせたなら、それは大きな効果があるという一つの夢としてお話させていただきました。早速どうなのかっていうことだったんですけども、もう既にちょっとボイラーも修復不可能だということで、ボイラーを動かすということになれば、莫

大な資金がかかるということがわかりましたので、ちょっとその点が乗り越えられない障害物として既に出てきてしまっていたということでもあります。

いずれにしても、S L そのものも貴重ないろんな資源になるものとも考えられますけども、地方創生の中で国がどういう予算づけをしてくるかによっては、実現が可能になるか不可能になるかという面がありますけども、まだそういう内容もわかりませんので、一つの夢としてお聞きいただければというふうに思います。申しわけありません。

○議長（古越 弘君） 徳吉正博議員。

○4番（徳吉正博君） 次、2番として、公約実現に向けて、どのように取り組んでいるのか。

町長がことし、第1回定例議会町長挨拶の中で、「3期目に私が取り組むテーマを一言で言うと、町の将来に向けた産業と経済の底力をつけていくということです。また、底力をつけるとは企業の誘致と人口をふやす取り組みを中心に、町の基盤づくり積極的に進めるということです。町の底力をつけていく上で欠かせない企業誘致と人口増加の取り組みは一体である」とも発言しています。多くの町民の期待得て、今年度の取り組み状況をお聞かせください。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） ただいまお尋ねの件は、五味議員の質問の中と重複するかと思いますが、再度御説明申し上げます。

まず、来年、新年度から本格的には進めていきたいという考えのもとでおりまして、検討している内容は2つです。1つは、政策的対応ということでありまして、企業誘致をする際には、誘致する土地の確保ということも一つの課題でありますし、その誘致する企業に対する支援あるいは優遇策、これは各自治体でもやっておりますけども、それとあわせて、現在町内で事業をしております企業に対する支援策ということも同じ内容になってくるかというふうに思いますが、こうした企業に対する支援策について現在検討を進めておりまして、新年度予算に間に合えばというふうに考えておりますが、新年度予算には間に合わせたいなというふうに思っております。

それから、もう1つが組織的な対応ということで、この間、ちょうど、いろんな関係者との、ちょっと私もいろんな関係を、有効な関係をつくるということを努力

してる中で、ちょうど長野県の東京事務所の派遣が来年度それぞれ市町から派遣してる職員の切り替え時期になるということで、県知事あるいは県の関係機関に、ぜひ企業誘致を目的として、東京事務所への職員の派遣をお願いしたいということをお願いしてまいりまして、これは来年4月から、ほぼ、その派遣が実施できるということになってまいりましたので、そういう意味で、来年4月に向けた内部の体制についても、こうした努力もしてまいりましたので、組織的にも整備をして、本格的に新年度からは企業誘致の取り組みを進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 徳吉議員質問中ではありますが、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合で、あらかじめ、これを延長します。

徳吉議員。

○4番（徳吉正博君） 企業誘致っていう話が出ましたけれども、町長は企業誘致、御代田町どの辺を土地の候補にしているのか、お聞かせください。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 現在土地としては、やまゆり工業団地の土地についてはございますので、はい。

○議長（古越 弘君） 徳吉正博議員。

○4番（徳吉正博君） それで、また、ことしですけれども、企業訪問について、どのような行動をしたのか、お聞かせください。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 申しわけありません。企業訪問というのは町内の（「そうです」と呼ぶ者あり）企業という意味でしょうか。（「町内外ですね。要するに企業誘致に対して」と呼ぶ者あり）新しく町長としてなってからは、町内出身で大手の企業の重役をやっている方と積極的にお会いしたりとか、そういうことは取り組んでおりますけれども、ちょっと具体的な企業名については大変申しわけありませんが、ちょっとした引っかけりっていいですか、中にはやっぱり職員が絡んでいたり、町民の方がこういう人がいるよって紹介もあったりして、こういう方々とは積極的にお会いするような取り組みをしていますけれども、それがすぐに企業誘致とかにかかわってくるということはちょっとわかりませんが、できるだけ多くのそういう友

好な関係ってものの構築を私としては意識して取り組ませていただいております。

○議長（古越 弘君） 徳吉正博議員。

○4番（徳吉正博君） 今年度4月から今までなんですけれども、企業訪問を何回ぐらい、何社ぐらい訪問したのか、聞かせてください。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 企業の関係者と面接っていいですか、したのは、3か、4ぐらいだと思うんですけども、それはつながりのというか、浅い深いというものもありますけども、そのぐらいかというふうに思います。

○議長（古越 弘君） 徳吉正博議員。

○4番（徳吉正博君） 今の町長の答弁で、3回、4回ということなんですけども、町側の職員はどのように参加されたのか、また、どのような内容を談話されたのか、お聞かせください。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 企業の社長であるとか、重役の皆さんとお会いするのは、町としてというよりも私が個人的なそういう、個人的っていう言い方はおかしいんですけども、そういう形で接触させていただいております。中には職員も同行して訪問したところもありますけども、そんな形で今対応させていただいております。

○議長（古越 弘君） 徳吉正博議員。

○4番（徳吉正博君） 最後になりますけども、ことしの2月22日、町の町長選挙が行われました。茂木町長は町民の幾人かの支持を受けたのか、お聞かせください。当選票数です。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。これは、だけど、難しいな。徳吉議員にお聞きします。どういう形、何人ということですか。何票とったということですか。

○4番（徳吉正博君） 何票です。とりあえず要するに、何票っていうことは何人……。

○議長（古越 弘君） 何票得票したかっていうことですか。茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変申しわけありません。何人まではちょっと記憶してなくて、大変申しわけありません。

○議長（古越 弘君） 徳吉正博議員。

○4番（徳吉正博君） 確か、4,129人、4,129票で当選してます。私の記憶です。多くの町民から委託された町政を職員一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

ます。以上終わります。

続きまして、町の災害対策について質問をいたします。

全国的に異常気象による予測のできない災害が発生をしています。御代田町も一昨年2月には豪雪による大きな災害が発生しました。ことしは関東地方に集中豪雨により河川の氾濫や土砂災害による被害が発生をしています。御代田町は活火山の浅間山を背に生活をしています。今後、風雪、水害、台風、浅間山噴火などの対策について質問をいたします。

1番、自然災害時に職員の配置についてお聞かせください。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

自然災害時の職員の配置につきましては、町の地域防災計画によりまして、風水害、震災、火山災害、原子力災害、雪害、それぞれに職員の活動体制としての第一次警戒体制、第二次警戒体制、非常体制、緊急体制の災害対策活動内容が定められております。

町は、町内に災害が発生または発生するおそれがある場合などの災害の発生状況、地震の震度、噴火警戒レベルなどにより、町長を本部長とする災害対策本部を設置して、職員の動員配備を行い、災害応急対策活動を行う体制を確立いたします。

災害対策本部は、総務部を初めとする10の部でできておりまして、各部長は配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせ、それぞれが決められた事務分掌に基づき災害対応に当たります。

なお、配備体制の決定及び配備指令については、それぞれの勤務時間内勤務時間外に応じて定められております。

町では、休日の災害発生時における職員の参集体制の確立を図るため、毎年職員参集訓練を実施してございます。実際の災害発生時同様、急な状況に対応できるよう本年も課長を含め全職員に日時等を知らせない、周知しない形で行っております。

また、今回の訓練においては、参集後に仮定の災害状況を職員に与え、町地域防災計画の各部各班での事務分掌に基づいて、災害対応する訓練を実施いたしました。

○議長（古越 弘君） 徳吉正博議員。

○4番（徳吉正博君） 2番目ですけども、災害時に町民への周知や避難場所への誘導に

ついて、どのような対処をするのか、お聞かせください。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） 災害発生時の町民への周知は、防災行政無線のほか、メール配信サービス、FMラジオなどの電波による放送、携帯三社の緊急エリアメール、町及び消防団の広報により行うこととなります。

また、災害時発生時、発生前の平常時から緊急箇所の事前周知として、土砂災害警戒区域等の指定に伴うハザードマップの作成、暮らしのカレンダーによる避難所の周知など、ソフト面における周知も重要と考えております。

なお、防災行政無線では、Jアラートの導入によりまして、災害情報をいち早く入手し、防災行政無線と連動して周知できる仕組みを構築しております。

避難場所への誘導につきましては、災害対策本部におけるところの災害調査部、調査班、具体的には税務課になりますが、ここを中心とした町職員のほか、警察、消防職員、消防団員を中心に行うこととなります。高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害により自力により移動が困難な者については、地域住民の皆様との協力を得ながら、それぞれの対応に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う必要がございます。既に一部の区では毎年防災避難訓練を行っている区もございます。また近年では、区の役員とは別に自主防災組織の設立に向け活動を始めている区もございます。このような中で、議会議員の皆様にも地域の代表者として、御自身の地区の自主防災組織設立に御協力をいただきまして、地域の共助の力を発揮していただけるように御尽力いただければ幸いです。

○議長（古越 弘君） 徳吉正博議員。

○4番（徳吉正博君） それでは、有事の際の非常時用具や備蓄品目についてお聞きしたいんですが。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） 現在、災害時の備蓄品は役場、ハートピアみよたに備蓄倉庫を設置し、毛布、飲料水、食料、ライト、ラジオ、発電機など備蓄しているほか、エコールみよたには、毛布、飲料水、食料を備蓄してございます。災害時避難所となる公民館などへの備蓄品につきましては、備蓄できるスペースの確保や備蓄品の管理など各區で対応いただかなければならない部分と限られた財政の中で全区にどのように対応すべきなのかを検討中でありまして、現在まだ配置には至ってござい

ません。

町民の皆様には、各自が3日分の備蓄をしていただきたいと広報やまゆりなどでお伝えしておりますけれども、災害発生時には、その備蓄品を持って避難していただくとともに、町では備蓄倉庫などから必要に応じて、食料や毛布など各避難所へ運搬をさせていただくつもりでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 徳吉正博議員。

○4番（徳吉正博君） それでは、4番として、町に防災リーダー、防災士はいるのか、お答えください。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） 町に防災リーダー、防災士ともに現在はおりません。防災リーダーとは、自主防災組織の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行う地域の自主防災活動の中心となる人でございます。また、防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高めるよう十分な意識と一定の知識で技能を習得した日本防災士機構に認証された資格を持つ人でございます。

現在区の役員は1年から2年で交代するため、自主防災組織もなかなか組織できないのが実情であります。そのためにも自主防災活動に継続してかかわる人が必要と思っております。先ほども答弁しましたとおり、災害発生時における被害を軽減するための重要な役割を担う自主防災組織の立ち上げや活性化をするためにも、県の自主防災活動支援事業や自主防災組織リーダー研修の活用によりまして、今後支援してまいりたいと考えております。

○議長（古越 弘君） 徳吉正博議員。

○4番（徳吉正博君） 災害対策として、町が指定する避難場所の整備、特に冬期、冬の場合には暖房器具や灯油の配布、停電による発電機等、安心安全で快適な暮らしが続けられるには、防災災害対策が欠かせません。今後も引き続き万全なる災害に強いまちづくりをお願いをしたいと思います。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（古越 弘君） 以上で、通告6番、徳吉正博議員の通告の全てを終了します。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

あすは引き続き一般通告質問を行います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 4 時 1 3 分